

令和4年 第1回定例会

# 美深町議会議録

令和4年3月 2日 開会

令和4年3月18日 閉会

美深町議会

令和4年第1回定例会  
美深町議会会議録  
第1号（令和4年3月2日）

---

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第12号乃至議案第18号の提案説明  
(町政執行方針及び教育行政執行方針説明)
- 第 5 予算特別委員会の設置
- 第 6 議案第6号の提案説明
- 第 7 議案第7号の提案説明
- 第 8 議案第8号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第9号の提案説明
- 第 10 議案第2号乃至議案第5号の提案説明
- 第 11 議案第10号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
- 第 12 議案第11号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 13 報告第1号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
- 第 14 報告第2号 委員会報告 令和3年度議会広報特別委員会報告
- 第 15 報告第3号 委員会報告 次期議会構成等についての協議に関する中間報告
- 第 16 休会日の決定

◎出席議員（10名）

1番	名 取 明 美 君	2番	田 中 真奈美 君
3番	和 田 健 君	4番	欠 員
5番	岩 崎 泰 好 君	6番	藤 原 芳 幸 君
7番	小 口 英 治 君	8番	中 野 勇 治 君
9番	荒 川 賢 一 君	10番	齊 藤 和 信 君
11番	南 和 博 君		

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	和田政則君	教育グループ主幹	元岡友之君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、令和4年第1回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において2番 田中議員、3番 和田議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から31日までの30日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から31日までの30日間と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動等につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中に議長が受理した陳情等について申し上げます。令和4年度農業関係予算に関する要望書、他2件は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の議案について申し上げます。長側提出のものは補正予算4件、条例の一部改正4件、預託金及び融資限度額1件、規約の変更1件、新年度予算7件の合計17件です。議会側提出のものは委員会報告3件です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に新型コロナウイルス感染予防対策として会期中は議場内換気のため、一部ドアを開閉し空間除菌脱臭機を設置しています。また、傍聴席においてマスクの着用、座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 議案第12号乃至議案第18号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第12号 令和4年度美深町一般会計予算乃至議案第18号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの各会計予算を一括議題とします。この際、令和4年度 町政執行方針及び教育行政執行方針について町長並びに教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） おはようございます。それでは初めに令和4年度第1回定例会の開会にあたりまして、町政執行方針を申し上げます。令和3年度は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、様々な対応、対策に追われた1年でありました。このような中、政府は「日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」をテーマに掲げ、未来に向か大きく動き始めている内外の変化を捉え、これまで進められなかった構造改革を戦略的に進めていくことでポストコロナの持続的な成長を加速することとしております。我が町においても国からの交付金を活用し、数次にわたる補正予算を組み、感染予防対策や経済支援策を進め、町民生活を支えるための対応に全力であたってまいりました。今後も新しい生活様式を踏まえた感染拡大の防止対策はもとより、雇用や経済活動、町民の生活への支援など引き続き実施していくとともに、3回目のワクチン接種が滞りなく進み、一刻も早い収束へと繋がるよう全力で取り組んで参ります。令和3年度の美深町の財政状況は、自主財源の根幹となる町税においては、前年比で若干減少する見込みですが、一般財源の大半を占める地方交付税については、国の施策による影響もあり前年を上回る額を確保できる見込みであります。しかし、自主財源の確保は地方交付税に依存している状況に変わりはなく、財政基盤として弱い状況にあります。令和4年度においては、国は地方の一般財源総額について令和3年度と同水準を確保するとしておりますが、一般財源全体としては予測のつかない部分も多く、国の動向にも注視していかなければなりません。こうした情勢を踏まえつつ、令和4年度予算は、歳入においては地方交付税の5.4%の増を見込んでおるわけであります。一方、町税では町民税において新型コロナウイルス感染症による景気情勢や所得の減少及び人口減少による影響、固定資産税においては減価償却による減少分を勘案し、町税全体で前年と比較して1.2%減少すると見込んでおるわけであります。歳出においては、大型の施設整備が完了する一方で、老朽化が進む公共施設等の長寿命化対策のほか、経常的経費において施設のランニングコストや公債費に多額の財源が必要な状況にあり、加えて今後はデジタル化を加速し、

町民サービスの質の向上や行政課題の解決、働き方改革の実現、グリーン社会の実現に向けた取組をあらゆる分野において推進することが求められております。令和4年度は農業、林業並びに商工業における経営の安定と向上、地域産業の活性化のための各種支援のほか、第三セクターの経営改善に向けた体制整備、感染症の予防と拡大防止対策、災害情報等の伝達体制強化など、第6次総合計画に掲げる「未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深」の実現に向けた事業のほか、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金繰越事業を活用して、公共施設の換気対策や感染予防対策に取り組んで参ります。令和4年度の各会計予算総額は、一般会計で50億5,670万円となり、前年度対比96.9%であります。これは1億6,330万円の減となっているわけであります。国民健康保険特別会計は前年度対比103.4%の6億1,420万円、2,030万円の増であります。後期高齢者医療保険特別会計は前年度対比104.6%の8,800万円、390万円の増であります。介護保険特別会計は前年度対比100.8%の5億9,500万円、450万円の増であります。北部簡易水道事業特別会計は、前年度対比88.9%の2,320万円、290万円の減であります。下水道事業特別会計は、前年度対比92.4%の2億3,600万円、1,940万円の減であります。中央簡易水道事業会計は、前年度対比97.1%の1億3,906万5千円で420万8千円の減となっております。これらの特別会計を含めた7会計の当初予算総額は67億5,216万5千円で、1億6,110万8千円の減となっており、令和3年度当初予算と比較して2.3%の減少となったわけであります。

以下、第6次総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って町政執行の考え方を説明いたします。1 人と自然が調和する快適で安全なまち、1 環境保全・環境衛生の推進。それでははじめに、人と自然が調和する快適で安全なまちについて申し上げます。1つ目としては環境保全・環境衛生の推進について申し上げます。我が国では、2020年10月の臨時国会において、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて「2050年カーボンニュートラル宣言」がおこなわれ、全国的に推進されております。本町においても、この豊かで美しい自然と農村環境を未来の子どもたちへ引き継ぐことができるようゼロカーボンの推進に努めて参るわけであります。美しい自然環境の保全と快適で住みよい環境づくりを目指し、環境と調和した循環型社会の形成に取り組んで参ります。有害鳥獣対策では、鳥獣被害対策実施隊の活動を中心に、エゾシカ、ヒグマ、アライグマ等の捕獲対策を推進し、人的被害や農作物等の被害の軽減・抑止に努めるとともに、駆除従事者の育成を支援して参ります。ごみ処理関係では、人と自然が調和した快適で住みよい環境を目指し、「3Rすなわち（リデュース、リユース、リサイクル）」運動の推進とごみ減量化のための啓蒙普及に努めて参ります。北部簡易水道事業特別会計について申し上げますけれども、

北部簡易水道事業特別会計は、公営企業会計適用に向けた会計システムの導入業務、経年劣化に伴う恩根内浄水場屋上防水等補修工事などを実施いたしますけれども、固定資産調査業務等の完了により前年度対比 11.1 % 減の予算となっておるわけであります。水道使用料、給水戸数は前年度並みを見込みながら保守管理に留意して安定した水の供給に努めて参りたいと考えているわけであります。下水道事業特別会計について申し上げますけれども、下水道事業特別会計は引き続き公共下水道長寿命化計画に基づく機械設備等の改修工事、公営企業会計適用に向けた会計システムの導入業務のほか、住環境の改善を目指した合併処理浄化槽設置工事を実施いたしますが、固定資産調査業務の完了や長寿命化改修工事の減少により前年度対比 7.6 % 減の予算となっております。公共下水道施設個別排水処理施設の維持管理業務委託を継続し、環境・公衆衛生の充実と向上に努めて参りたいと考えているわけであります。中央簡易水道事業会計について申し上げます。中央簡易水道事業会計は、令和 3 年度に中央簡易水道事業への切替工事が完了し、吉野・斑渓・紋穂内地域への安定した給水体制が確立されました。令和 4 年度は量水器の取替工事、計画的な消火栓の更新工事のほか、市街地配水管更新事業基本計画の策定を実施いたしますけれども、道営中山間事業営農飲雜用水事業の完了により、前年度対比 2.9 % 減の予算となっているわけであります。使用水量、給水人口の減少に伴い給水収益の減少傾向にあることから、経費の節減とともに施設の維持管理に留意しながら安定した水の供給に努めて参ります。

2 道路・交通網等の整備。道路・交通網等整備について申し上げますけれども、道路・交通網は住民の生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道については、円滑な交通と安全性の向上を図るため、橋りょう長寿命化事業及び路面・区画線の補修を行うとともに北 1 丁目道路のほか 2 路線の道路整備を実施いたします。除排雪においては、民間委託を継続し、冬期間の交通網の確保と地域経済の活性化を図るほか、作業効率の向上のため、車体の経年劣化が進んでいる除雪ドーザーを更新いたします。公共交通機関は、高齢者などの交通弱者や学生などにとって生活に必要な移動手段であります。仁宇布線デマンドバス、恩根内線路線バス、市街地フレンディバス、デマンド型乗合タクシーを継続し、生活に必要な公共交通体制の確保に努めて参ります。宗谷本線の維持を含む JR 北海道に関する課題については、引き続き北海道や宗谷本線活性化推進協議会、上川地方総合開発期成会などの関係団体と連携して取り組み、利用促進を図るとともに利便性確保に努めて参ります。

3 住宅の整備。住宅の整備について申し上げますけれども、住宅の整備では引き続き長寿命化計画に基づく西団地公営住宅建替工事、東団地公営住宅改修工事を実施し、快適性や安全性の高い住環境の整備を進めて参ります。

4 土地の有効利用。土地の有効利用について申し上げますけれども、住

民の生活に安らぎや潤いを与える公園の施設修繕とふれあい公園水遊び池の改修を行い、自然環境と調和したまちなみの保全と快適で機能性の高い市街地整備を推進いたします。

5 消防体制の充実。消防体制の充実について申し上げますけれども、地域における安全・安心の確保のため、組織力と機動力を最大限に発揮し、あらゆる災害へ迅速・的確に対処できる消防体制の充実に努めて参ります。消防団は団員の加入促進と確保及び活性化を図り、関係機関との連携に努めるほか、安全装備面である防火衣の更新事業を今年度をもって完了いたします。また第3分団の水槽車に積載されている小型ポンプを更新し、災害対応に万全の体制を備えます。火災予防につきましては、事業所等への立入検査による違反是正の徹底、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の啓発活動に努めるほか、消火栓の更新を継続して進めます。救急業務では、除細動器と緊急通報システムセンター設備を更新するほか、救急隊員として必要な技術を習得し、救急隊全体の技術向上に努めて参ります。

6 防災体制の充実。防災体制の充実について申し上げますけれども、大規模な自然災害発生時において、住民の生命や財産を守り、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設が行えるよう、防災機材や災害用備蓄品の整備を進めるほか、美深町地域防災計画に基づき防災意識の高揚や防災知識の普及に努めて参ります。また、住民参加型の実践的な防災訓練実施のほか、避難・被害状況の早期把握や気象情報の状況等の収集、災害情報の伝達などの危機管理を充実し、防災体制の強化に努めて参りたいと考えております。

7 交通安全・防犯対策の推進。交通安全・防犯対策の推進について申し上げますけれども、住民の誰もが交通事故の加害者にも、被害者にもならないよう年齢層に応じた交通安全教育等の実施により交通安全意識の高揚を図るとともに、街灯などの交通安全施設の整備を推進いたします。本年度は美深町地域安全推進協議会を通じ高齢者ドライバー等の運転免許証返納のきっかけづくりとして運転免許証返納支援事業に取り組んで参ります。また本町は「犯罪の少ないまち」でありますけれども、引き続き関係機関、団体等と連携をとりながら広報・啓発活動や情報提供を通じて住民の防犯意識の高揚を図って参りたいと考えております。

8 情報化の推進。情報化の推進について申し上げます。情報基盤施設の適切な管理及び防災情報アプリの利活用促進により、災害情報等の伝達体制を強化するとともに、暮らしに役立つ多様な情報の共有による生活の質の向上と地域経済の活性化を推進いたします。各種情報を安全かつ円滑に提供するため、堅牢な情報セキュリティ対策を維持し、個人情報の保護に努めて参ります。

9 消費生活対策の推進。消費生活対策の推進について申し上げるわけでありますけれども、近年、多様化・巧妙化する特殊詐欺や悪質な訪問販売から消費者を守るため、迅速・細やかな情報提供や啓発活動を推進するとともに広域で行う消費生活相談事業の利用促進を図って参ります。

2 地域産業の新たな

飛躍へ挑戦するまち。1 農業の振興。次に、2つ目であります。地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまちについて申し上げるわけでありますけれども、まず農業の振興について申し上げたいと思います。農業を取り巻く環境は担い手の減少や経営者の高齢化、生産資材や肥料・飼料価格の高止まり、さらには国際的な情勢や国内における農政をめぐる政策の見直しなど、めまぐるしく変化しておるわけでございます。将来にわたって美深の農業が持続的に発展していくことができるよう引き続き担い手の育成・確保や農畜産物の生産振興など個別の課題に対応した諸施策を推進して参りたいと考えております。まず担い手の育成確保について申し上げますけれども、担い手の育成・確保は持続的に発展する美深の農業を推進するため最も重要な課題であります。新規就農希望者の受け入れや農業後継者への支援、農業経営継承組織の活動に対しまして引き続き支援をいたします。また次世代を担う農業者に対する学習の場として町内外の農業関係機関と連携して農業支援塾を引き続き運営致して参ります。農業後継者のパートナー対策については、農業後継者育成推進協議会が中心となり結婚相談や交流会など出会いの場づくりを推進して参りたいと考えております。環境保全と多様性を高める農業の推進について申し上げますけれども、消費者の環境問題に対する関心や安全・安心と共生した農業・農村への期待の高まりとともに、環境との調和、農畜産物の安全性が強く求められております。堆肥等の有機物を活用した地域資源循環型のクリーン農業の推進や土壌診断に基づく土づくりをはじめ、廃プラスチック対策への支援など継続し、安全・安心で高品質な農畜産物の生産と環境に配慮した取組を推進して参ります。あわせて地域の共同活動として取り組む農村環境・地域資源の保全活動等に対し支援して参ります。また恩根内放牧場の給水施設を整備し、放牧家畜の飲用水安定供給を図って参りたいと考えております。経営基盤の安定強化について申し上げますけれども、労働力不足の解消が喫緊の課題であります。安定的な労働力確保の取組を支援し、農業生産を維持できる体制を構築して参ります。また農畜産農家の生産基盤整備事業を支援するとともに、家畜防疫対策推進事業に対しまして、引き続き支援をして参ります。農産物生産基礎となる土地基盤整備については、湿害対策をはじめ老朽化した農業水利施設の整備や支援を行うとともに、北海道と連携して道営農業農村整備事業を継続して実施いたします。生産性向上と魅力ある農業の推進について申し上げます。「がんばる美深農業！」支援事業では、土地利用型作物を中心に土づくりや施肥管理などによる品質向上や作業の効率化、経営基盤の安定・強化を目的とした環境整備に取り組む農業者を支援する「生分解性マルチ推進事業」、「新規就農者支援事業」を推進して参りたいと考えております。今年度新たに「土づくり推進事業」を加えて、健康な土づくりを推進するわけでありますけれども、また新しい生産技術や作物の導入、経営の多角化など、新たな取組を

支援する「チャレンジ支援事業」、ICT技術の活用や新たな経営管理スタイルの導入を支援する「スマート農業推進事業」、生乳の乳質向上・増産を目的とした乳用牛飼養環境の整備を支援する「酪農支援事業」、新たに肉用牛の品質と生産性向上を支援する「畜産支援事業」を加えて推進いたします。水稻・畑作については、環境保全型農業直接支援交付金事業に継続して支援するとともに経営所得安定対策について引き続き実施いたします。酪農・畜産については、飼料確保対策として、草地畜産基盤整備事業を活用し、良質な粗飼料の確保と自給率の向上を図って参ります。酪農ヘルパー事業や畜産経営対策に対して引き続き支援をいたします。農業振興センターでは、効果的な土づくりや新たな作物の導入、新たな生産技術の検討などについて、農業者や農業関係機関と連携し取組を進めて参ります。各種農業情報の提供や6次産業化への支援も継続いたします。農用地の有効利用について申し上げますけれども、優良農地を守り、農業生産力を維持するとともに、効率的な土地利用を図るため、農用地利用改善団体を中心に、基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積を進めて参ります。また農地中間管理機構の事業を活用しながら利用集積を推進し、持続可能な美深農業の基盤を守ります。

2 林業の振興。林業の振興について申し上げます。林業については、各団体と連携して担い手対策に取り組むほか、民有林活性化推進事業による支援を柱とした持続的な林産業振興を推進いたします。また、美深町森林整備計画に基づいて森林の持つ多面的機能である洪水・土砂流出防止など公益的機能の発揮を目指した森づくりを推進いたします。森林認証を取得した町有林及び民有林においては、森林管理に欠かせない作業路保全や野ぞ駆除を行い、認証材の品質向上を目指すとともに利用促進を図って参ります。令和3年度から販売したJクレジットは、協定を結んでいる株式会社SUBARUへ販売したほか、国内航空会社のフライトオフセットシステムにも運用されておるわけでございます。引き続き、事業者の積極的なカーボンニュートラルの取組を支援して参りたいと考えているわけであります。

3 商工業の振興。商工業の振興について申し上げます。本町において商工業は人口減少を主として様々な要因により、依然として厳しい経営環境にある中で、後継者や担い手不足による商店数、従業員、販売額がともに減少を続けているわけであります。商工業者の経営安定化を図るため、引き続き商工会事業への支援と中小企業への資金調達支援を行うとともに、新規開業や事業承継などの創業支援と人材確保・育成を推進して参ります。また新型コロナウイルス感染症が猛威を振い、飲食店や宿泊事業者を中心大きな影響を受けております。これまでの感染防止対策や経営安定対策、事業者の努力により事業所の経営が維持されておるわけであります。今後も不安定な情勢が続くことが想定されますけれども、国や北海道の支援対策事業なども活用しながら、状況に応じた対策を講じて参りたいと考えております。さら

に快適な住まいづくりと商工業振興事業において、これまでの事業効果を踏まえて制度を1年間延長いたしました。魅力ある店舗づくりを支援し、事業の継続・拡大と商店街の賑わいづくりを推進するとともに、住宅の新築・改修などの支援を通じ林産業・建築業振興を含めた地域経済の活性化と新エネルギーの導入による環境に優しい社会の形成を図るべく事業を推進いたします。企業誘致活動については、テレワークを活用した新しい取組について引き続き研究を進めて参ると考えております。4 観光の振興。観光の振興について申し上げますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要は大きく落ち込み、観光産業は厳しい状況にありますけれども、広域での取組や観光協会を中心に地域の特徴ある資源を活かした観光商品づくりを推進するとともに観光施設の適切な維持管理に努めて参ります。観光協会事業は、コロナ禍において積極的な事業展開は難しい面もありますけれども、町内ふるさとまつりなどのイベント実施など、可能な範囲で事業展開が図られるよう、ウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据えながら観光の振興を図って参ります。道北観光の拠点施設である、びふかアイランドについては、キャンプ場施設をはじめ、びふか温泉や道の駅など、本町における観光客の受入れ施設として重要な役割を担っておりますけれども、運営母体である第三セクターの経営不振が続いている中で、抜本的な経営体制の再構築を図るべく、2つの第三セクターの統合を図り、サービスの向上と経営改善に向けて体制を強化するとともに、増資により安定的な事業運営を後押しして参りたいと考えております。仁宇布地区を中心とする本町の観光推進の一翼を担うトロッコ王国美深に対しましては、昨年度新駅舎の建設に対する支援を行ってまいりましたけれども、引き続き観光客誘致と安全運行、さらには松山湿原などの個性的な地域資源を活かした取組に必要な支援を行います。5 新たな産業の振興。新たな産業の振興について申し上げます。新たな産業として推進しているチョウザメ産業については、飼育環境、飼育技術も向上し、安定的な魚肉、キャビア販売に向けて、施設面、体制面が整って参りました。本年度は経費を抑えた飼育を目標とし今後増えて行くチョウザメを効率よく管理し、あわせて施設管理の省力化を目指しながら飼育管理の委託先と連携して魚肉、キャビアの品質向上を図るとともに、販売先や販売方法などについて検討を進めて参ります。引き続き北海道大学や水産試験場などとの連携を強化して、さらなる技術の確立と養殖体制の構築を図るべく、調査研究を重ね事業を推進して参ります。6 就労対策・勤労者福祉の充実。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げますけれども、就労者対策については、事業所において就労機会を確保するため、小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用の支援による雇用を促進し、事業経営に必要な人材の確保と育成を図って参ります。また、求職者の就職活動を支援するため、引き続き職業訓練や資格取得に対する費用を助成

いたします。さらに、事業所における各種共済制度の加入促進に対する支援を行い、労働者の福祉の向上を推進いたします。3 次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち。次に、生き抜く力と豊かな心を育むまち美深について申し上げます。まず教育の振興についてでありますけれども、次代を担う美深の子どもたちに対し、家庭、学校、地域が一体となつた教育に取り組み、予測困難な社会の中で未来を切り拓くための「生きる力」と、ふるさとや人を思いやる心を大切に育みます。また町民一人ひとりが心豊かで健やかな生活を送れるよう、各世代における学びの場の確保を図り、教育行政の推進に努めて参ります。幼児教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期でもあります。幼児センターにおいては一人ひとりの特性に応じた質の高い教育と保育を推進して参ります。学校教育では、子どもたちの個性や創造性、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、ふるさとを思う心や、たくましく生き抜く力を育てる教育活動を推進いたします。仁宇布小中学校は地域産材を活用した新しい校舎での学びと、山村留学の充実と合わせて、小規模特認校制度の導入を進めて参ります。また美深小学校体育館の非構造部材の耐震化に向けて調査設計を行うとともに、学校教育施設の適切な維持管理に努めて参ります。学校給食については、引き続き徹底した衛生管理のもと、安全、安心で、地元食材も活かしたおいしい給食の提供に努めて参りたいと考えております。高等学校教育では、美深高等学校教育振興協議会、美深高等養護学校協力会を通じて学習環境の充実や魅力ある学校づくりの支援を継続したいと考えております。子育て支援については、幼児センターにおける保育サービス、子育て支援室での相談支援や未就園児への遊びの場の提供、放課後児童クラブや子ども教室での居場所づくり、学校給食費の負担軽減などを継続するとともに、子どもスポーツ未来基金では文化活動にも支援を拡大して参りたいと考えております。社会教育では、心豊かな生きがいのある暮らしが出来るよう、多様な学習機会の場の提供と充実に努めるとともに、町民の主体的な活動の推進を図るため、指導者の養成、リーダーの発掘・育成に努めたいと考えております。また青少年の健全育成では、関係団体と連携し、子どもの安全を守る活動を推進いたします。芸術・文化活動の推進では地域における文化活動への支援と、優れた芸術・文化に触れる機会の提供に取り組みます。また、まちの歴史資料の収集と保存、展示に努め、歴史や文化の伝承を図って参りたいと考えております。スポーツ活動の推進では、町民がスポーツを気軽に楽しめるよう、体育施設の維持管理に努めるとともに、各種教室や大会の開催、スポーツ団体への支援を継続いたします。また、関係各団体と連携し、各種大会や合宿誘致に取り組むなど、スポーツによるまちづくりの推進に努めて参りたいと考えております。4 健やかに安心して暮らせるまち。1 健康づくり・医療の充実。次に、健やかに安心して暮らせるまちについて申し上げます。まず、健康づくり・医

療の充実について申し上げます。町民が健康で安心して暮らせるよう、健康意識の向上と、生活習慣病をはじめとする疾病を早期発見して早期治療するための基本健診、特定健診、がん検診などを継続いたします。また、健康づくり講演会、ヘルスアップ教室、自治会などへの出前講座等、各団体とも協力連携を図りながら町民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸に向けて取り組んで参ります。感染症予防対策では、各種予防接種の助成を継続するとともに、3回目の「新型コロナワクチン接種」や、平成25年6月から積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への「子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種」を計画的に進め、感染症の発症と重症化予防に努めるほか、感染拡大時には感染流行状況をお知らせし、感染症の予防と拡大防止対策に取り組み、正しい知識の啓発を行って参りたいと考えております。美深厚生病院については、救急医療、入院治療のほか、特定健診などの予防活動や予防接種を担う拠点病院でもあります。町民に安心・安全な医療を提供し、地域医療体制の充実を図るため運営支援を継続いたします。また、開業医の誘致にも引き続き取り組んで参りたいと考えております。

2 子育て環境の充実。子育て環境の充実について申し上げますけれども、地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦健康相談、妊産婦健診、乳幼児等健診及び産後ケア、新生児聴覚検査など、妊娠・出産・子育てが切れ目なく行われるよう、子育て世代包括支援センター事業を含めた包括的な母子保健事業を推進するとともに、子育て支援サービスの充実や要保護児童への支援など、第2期子ども子育て支援事業計画に基づき、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進して参ります。また乳幼児やひとり親家庭等における医療費の助成をはじめ、不妊治療費の助成を継続します。子育て家庭の経済的負担の軽減を図って参ります。

3 高齢者支援の充実。高齢者支援の充実について申し上げますけれども、高齢者の方々が生きがいを持って健康で暮らせるよう、元気な高齢者によるボランティア活動などの社会参加と、生きがいづくりの取組に対して支援を継続するとともに介護予防の推進を図って参ります。また、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携により介護保険制度と併せた生活支援サービスなどを充実するため、人材確保や介護施設の設備更新などの体制整備を進めて参りたいと思っております。本年度は第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の2年目の年であり、計画に基づき医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みを進めて参ります。

4 障がい者支援の充実。障がい者支援の充実について申し上げますけれども、障がい者支援では介護・訓練等の給付、相談支援、移動支援をはじめとする地域生活支援事業など、障がい者福祉サービス、医療費助成制度などを継続し、福祉の増進を図って参ります。また第6期障がい者福祉計画に基づき関係機関との連携・協力により、障がい者の方々が地域で安心

して生活していくための環境づくりを進めて参ります。5 地域福祉の充実。地域福祉の充実について申し上げますけれども、すべての人々にとって暮らしやすい地域社会の実現をめざすため、地域福祉を担う人材の確保や人材育成など、福祉団体への支援を継続するとともに、社会福祉協議会や民生委員協議会など関係機関と連携し、地域で助け合い、支え合いによる地域福祉の推進に努めて参りたいと考えているわけであります。6 社会保障の充実。社会保障の充実について申し上げますけれども、すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療保険制度の円滑な運営と国民年金制度や生活保護制度の周知・啓発、相談体制の充実に努めて参りたいと考えております。国民健康保険特別会計について申し上げますけれども、国民健康保険特別会計は、加入者数は被保険者数、世帯数ともに減少を見込んでおりますが、医療費・高額医療費が増加傾向となっていること、更には事務の効率化・標準化を目的に国が提供する「事務処理標準システム」を導入するため、前年度対比3.4%増の予算を計上しているわけであります。特定健診及び特定保健指導の推進により生活習慣の改善を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療を促進し、医療費の抑制に努め、引き続き安定した制度として持続できるよう、財政運営責任主体である北海道と連携し事業の推進に努めて参りたいと考えております。後期高齢者医療保険特別会計について申し上げますけれども、後期高齢者医療保険特別会計は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料とその保険料の徴収、納付等に係る費用として前年度比4.0%増の予算を計上しております。引き続き、保険料の完納と窓口サービスの提供に努めて参りたいと考えております。介護保険特別会計について申し上げますけれども、介護保険特別会計は、第8期事業計画の2年目であり、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどの保険給付費と地域支援事業費などの推計から、前年度予算対比で0.7%増の予算を計上させていただいたところであります。介護予防事業を推進するとともに、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における適切なサービスの提供に努めて参ります。また「認知症施策総合推進事業」や「在宅医療と介護の連携推進事業」を継続し、地域包括ケアシステムの充実に向け、引き続き関係機関との連携し、事業の推進に努めて参ります。5 みんなでつくる自立したまち、1 住民参画のまちづくりの推進。最後になりますけれども、みんなでつくる自立したまちびふかについて申し上げます。住民参画のまちづくりの推進についてでありますけれども、コロナ禍が続く中、住民が集まる機会そのものが減り、地域のコミュニティが薄くなってきております。こうした状況下において、「地域創生元気づくり交付金」を活用しながら、高齢者を中心とした憩いの場づくりや健康維持のための活動などに取り組んでいる自治会も

あり、感染防止対策を徹底しながら積極的な自治会活動を図られるよう継続して支援をいたします。また住民の積極的な参加による地域活動の推進のために、活動の拠点となるコミュニティセンターの計画的な改修を図り、良好な維持管理に努めて参ります。男女共同参画の推進については、職場や地域などあらゆる分野において、性別に関係なく活躍できる社会の実現を目指し、継続した啓発活動を推進いたします。行政情報の効果的な発信については、広報モニターの意見などを参考に内容の充実に努めながら、毎月発行の町広報誌及び防災情報端末機、町ホームページの活用を図るとともに、まちづくり推進町民会議やまちづくり懇談会のほか、状況に応じて様々な機会を設けて広聴活動を推進して参りたいと考えております。2 関係人口の創出。関係人口の創出についてでありますけれども、現在、コロナ禍において人流が大きく制限されております。積極的な受け入れが難しい状況にありますが、移住体験の推進や移住フェアの活用など相談体制の充実を図るとともに、観光と連携したワーケーションなどの受け入れについて推進をいたします。また地域おこし協力隊の制度を積極的に活用し、様々な分野で人材を受け入れ、地域の活力維持と強化に取り組みながら移住・定住を推進いたします。姉妹町である福岡県添田町との交流や東京・札幌など都市部に在住する美深町出身者との交流については、定期的な連携を取り合いながら情報交換を図るとともに、今後つなげていくために若い世代との交流をどう広げていくかの検討を進めて参ります。株式会社SUBARUや、スバルを通じた群馬県太田市、松浦武四郎で繋がる三重県松阪市など、これまで築いてきた文化的・経済的な交流を大事にしながら、継続した取り組みを推進して参りたいと考えております。さらに北海道大学大学院水産科学研究院との連携協定に基づき、美深町をフィールドとした学生の実習受入れについても継続して取り組んで参ります。3 行政経営の充実。行政経営の充実について申し上げますけれども、本町の財政は地方交付税をはじめ、町税などの財源の伸びが人口減少や高齢化によって期待できない一方で、少子・高齢化対策等の社会保障関連経費の増、住民活動の基盤となる公共施設の老朽化に伴う更新費用が増加するなど、厳しい状況があるわけであります。限られた財源と職員数で最大限の効果が得られますよう、行政改革の推進や行政評価に基づく的確な行政サービスの提供に努めるとともに、周辺地域との広域連携の推進により効率的な行財政運営を推進して参ります。OAシステムの適切な管理と更新により、安定的な運用に努めるとともに、災害や感染症拡大等の非常時の業務継続対応のほか、柔軟で効率的な働き方への対応を図るため、テレワークを活用した働く環境の整備を進めて参ります。自主財源の根幹となる町税等については、適正かつ公正な課税に取り組んで参りますけれども、収納率の向上のため上川広域滞納整理機構と連携するとともに、電子納税など納税環境の整備に努め参りたいと考えております。ふるさと寄

附金事業については、募集サイトの拡充などにより、本町のPRに最大限活用をいたしているところでありますけれども、全国の方に「寄附」という形で本町に興味を持ってもらい、広くまちづくりに参画いただけるよう、関係する事業者と連携して本町の資源や特色を活かした事業展開を図って参りたいと考えております。職員の資質向上と個々の能力開発のため、職務遂行に必要な実務能力や政策形成能力などの向上を目的とした職場外研修のほか、自主研修制度の受けられる体制を推進するとともに、人事評価制度を適切に運用して人材の育成に努めたいと考えております。公共施設の省エネルギー化とCO<sub>2</sub>排出抑制を図るため、照明LED化事業に着手して計画的に進めるほか、更新を進めている職員住宅は、計画的な職員採用に伴う住宅を確保するため、単身職員向け住宅1棟8戸を建設したいと考えているところであります。

以上、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げて、令和4年度の町政執行方針としたいと思っております。長い間、ご清聴ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 令和4年第1回定例会の開会にあたり、令和4年度の教育行政執行方針を申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。国は、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、急激に変化する社会状況を見据えた学校教育の改革の方向性と、今後進めるべき具体的な取り組みとして新学習指導要領の着実な実施、学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の実現が学校教育を支える基盤となることを示しております。さらに、公立小学校における少人数学級や高学年への教科担任制の導入など、改革を進めています。また、教育振興基本計画において「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」を教育政策の目標とし、誰もが生涯を通じて学び日常的にスポーツに親しむ機会を充実することとしております。このように将来を見据えた国の動きには、めまぐるしいものがありますが、町としてもこれらを適切に把握しながら教育行政を推進していくなければなりません。第6次美深町総合計画がスタートし教育行政については、「次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち」を基本目標とし、幼児教育から学校教育、社会教育、芸術・文化、スポーツの5つの分野にわたり施策を推進しております。次代を担う美深の子どもたちに対し、予測困難な社会の中で、自ら未来を切り拓くため「生きる力」と、ふるさとを想う心や人を思いやる心を大切に育むとともに、英語教育や山村留学など、特色ある教育に取り組んで参ります。また、生涯学習・芸術文化活動の推進とともに、誰もがスポーツに親しめる環境を確保し、町民一人ひとりが心豊かに、健やかで潤いのある生活を送ることができるよう努めて参ります。1

幼児教育の充実について。幼児教育の充実について申し上げます。幼児期は、生涯にわたる人間形成、義務教育とその後の教育の基礎を培う大切な時期であります。幼児センターでは、様々な体験活動や集団活動を通して育みたい資質・能力を育成するとともに、小学校教育との円滑な接続を図るため、幼児一人ひとりの特性に応じた、質の高い教育と保育の推進に努めて参ります。また、子育て支援室での相談支援や未就園児への遊びの場の提供など子育て支援事業の充実を図って参ります。

2 学校教育の充実について。学校教育の充実について申し上げます。（1）義務教育につきましては、学校教育目標である「知・徳・体」を基本とし、学習指導要領による「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」3つの柱に「主体的・対話的で深い学び」を目指す教育活動を着実に推進して参ります。また学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じた「地域とともにある学校づくり」を進め、保護者や地域の声を活かした教育活動の取組と地域資源の活用などによりふるさとへの誇りを持ち、社会に貢献できる次代を担う人材の育成を図って参ります。国のGIGAスクール構想を受け導入した、一人一台のタブレット端末等のICT環境の活用により情報手段を活用するための資質・能力の育成や「個に応じた指導」の充実を着実に進めなければならないと考えてございます。英語教育につきましては、英語教育推進担当者と2人の外国語指導助手（ALT）を継続して配置し、町内各学校との連携による授業交流やイベントの開催など、英語教育の充実のための取り組みを推進して参ります。特別支援教育につきましては、特別支援教育支援員の配置とともに美深高等養護学校や保健福祉分野など関係者との連携により適切な支援を進めて参ります。いじめや不登校・児童虐待への対応につきましては、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、いじめの積極的な認知と組織的な対応、不登校児童生徒への初期段階から組織的・計画的な支援に努めて参るほか、児童虐待における関係機関との連携など、未然防止、早期対応に取り組んで参ります。併せて、北海道教育委員会の協力を得てスクールカウンセラーを各小中学校に派遣するほか、子ども相談支援センターなどの相談窓口の情報提供を図って参ります。仁宇布小中学校につきましては、地域産材を活用した木のぬくもりを感じる新しい校舎での学びと山村留学による特色ある教育活動に取り組むとともに、学校の魅力づくりと合わせて、様々な課題を抱える児童生徒の学びを保障するため「小規模特認校制度」の導入を進めて参ります。また、山村留学ホスターホームの改修を行い、生活環境の整備に努めて参ります。美深小学校につきましては、体育館の非構造部材の耐震化に向けて、調査設計を行って参ります。その他、学校教育施設や教員住宅の適切な維持管理、修繕による環境整備に努めて参ります。学校給食は衛生管理を徹底して、「安全第一」を基本とし、美味しい給食の提供に加え、食育の推進、ふるさと給食継続に取り組むとともに

に、給食費の保護者負担の軽減を継続して参ります。（2）高等学校教育について申し上げます。美深高等学校につきましては、大学、専門学校等への進学に向けて通信講座や模擬試験、資格取得をはじめとする学習環境の充実、キャリア教育や部活動の充実など、魅力ある学校づくりの取り組みを進め、小規模校にしか出来ない個に応じた指導による、確かな学力向上を図るなど成果をあげております。美深高等学校教育振興協議会を通じた支援と、大学等への進学を支援する奨学金制度を継続して参ります。美深高等養護学校につきましては、道北地域の特別支援教育の中心的な学校であり、この地域に欠かせない大切な学校であります。生徒の社会的自立に向けた教育活動の充実が図られるよう、美深高等養護学校協力会による支援を継続して参ります。3　社会教育の充実について。社会教育の充実について申し上げます。社会教育については、町民の心の豊かさや、生きがいづくりに対するニーズの多様化に伴い、子どもから高齢者までのすべての町民が学び、自己を高め、その成果を活かして活躍していくため、社会教育の環境づくりが求められております。家庭・地域教育の推進につきましては、家庭教育は子どもが成長するために必要な生活習慣や、人間形成の基礎を培う場であり、全ての教育の出発点です。家庭の教育力向上が図られる学習機会と情報の提供や「美深の子どもはみんなで守り育てる」との意識を醸成し、地域ぐるみの交流活動等をとおして、子どもたちが多くの人と触れ合い、様々な力が付くようサポートに努めて参ります。青少年の健全育成につきましては、各関係団体と連携した見守り活動や交流活動を行うとともに、美深の自然とふれあうアウトドア体験活動を「N P O 法人びふかスポーツクラブ」と連携して取り組んで参ります。子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりと、多様な学習・交流活動を推進するため、児童館、放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営を継続して参ります。生涯学習の拠点である文化会館COM100を活用し、これまで各種学級や講座など学習機会の提供に努めて参りましたが、引き続き町民のライフスタイルに応じた学習環境の充実と、文化団体やサークル活動の支援を行うとともに、各団体の活動の推進を図るため、次代を担うリーダーの養成に努めて参ります。COM100図書室につきましては、町民が本を通して新しい発見と出会いが出来る学びの場として、利用しやすい環境づくりと蔵書の充実に努めて参ります。4　芸術・文化活動の推進について。芸術・文化活動の推進について申し上げます。芸術・文化活動につきましては、地域に根差した文化活動と人材の確保育成に取り組む文化団体やサークルへの支援を継続するとともに本年美深町文化協会が主管し美深町内で開催される「道北文化集会」に対する支援を行って参ります。町民が心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため地域での文化活動への参加や優れた芸術・文化に触れる機会の提供に努めるとともにCOM100文化ホールを活用した自主事業や音楽などの文化活動に対

して支援を行って参ります。また町民が郷土の歴史に关心を持ち、学び、後世に伝えていけるよう、まちの歴史資料の収集と保存、展示により歴史や文化の伝承を図って参ります。

5 スポーツ活動の推進について。スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツ活動につきましては、町民一人ひとりが自らの健康の保持や体力増進を図ることができるよう、町民大運動会をはじめとする各種大会の開催やスポーツ団体への活動支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ「NPO法人びふかスポーツクラブ」に対する支援を行い、幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の開催に、連携して取り組んで参ります。また、「スポーツによるまちづくり」を推進するため、フリースタイルスキー エアリアル種目を中心とするアスリートの育成強化や冬季スポーツをはじめとする各種大会の開催、合宿の誘致等について、町内外の関係団体と連携、協力して取り組んで参ります。次代を担う美深の子どもたちを応援するため、「こどもスポーツ未来基金」による活動支援を文化・芸術活動にも拡充し、青少年のスポーツ、芸術・文化活動をサポートして参ります。体育施設は、町民が安全で快適にスポーツを楽しむ活動の拠点であり、必要な修繕を行うとともに、指定管理者による効率的な管理運営と利用者の利便性の向上と利用促進に引き続き努めて参ります。6 新型コロナウイルス感染症対策について。結びに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、依然として多方面に大きな影響を及ぼしております。教育行政と関係事業を推進するにあたり、大切な子どもたちをはじめ、生涯学習活動に参加するすべての町民等の命と健康を守るため、「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策の徹底や関係省庁や広域団体による業種別ガイドラインを把握しながら引き続き国や北海道、北海道教育委員会などからの情報収集に努め、町民のご協力を得ながら万全な対策を進めて参ります。

以上、町民の皆様並びに町議会議員の皆様にご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和4年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（南 和博君） 以上で、令和4年度各会計予算に関する町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終了します。

---

#### ◎日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（南 和博君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。本定例会に提案されています。議案第12号 令和4年度美深町一般会計予算乃至議案第18号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの各会計予算を議長を除いた全議員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議案第12号乃至議案第18号の各会計予算は、議長を除く9人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により議席番号1番 名取議員から10番 齊藤議員までを指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、予算特別委員会の委員は名取、田中、和田、岩崎、藤原、小口、中野、荒川、齊藤、各議員の9名に決定しました。ここで暫時休憩します。議長から委員会条例第8条の規定により、予算特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び予算審査の日程を決定するようお願いします。再開は、概ね11時40分とします。

---

休憩 午前11時22分

再開 午前11時39分

---

○議長（南 和博君） 休憩を解き、会議を再開します。諸般の報告をいたします。休憩中に予算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに予算委員会の日程を決定しその結果が議長に報告されました。委員長に齊藤委員、副委員長に岩崎委員が就任しております。また予算特別委員会は3月16日、17日の2日間と決定しております。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

---

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

---

○議長（南 和博君） 休憩を解き、会議を再開します。

---

#### ◎日程第6 議案第6号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備することについて、地方公共団体も国家公務員との権衡を踏まえることが求められていることから国家公務員の措置に準じて妊娠又は出産等についての申し出があった場合における措置等を追加する改正をするものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので、1ページお開き頂きたいと思います。議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。本則に2条加える改正となってございます。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をつけておりますけれども、2条、新設でありますので、現行の部分は空白になっておりますけれども、第20条と第21条を加える改正でございまして、改正の趣旨のところに1、2というよう記載してございますが、1の部分が第20条、2の部分が第21条の概要となってございます。第20条が妊娠出産等を申し出た職員に対する個別の周知、あるいは意思確認という措置について規定をしてございます。第2項につきましては、不利益な扱いをしてはならないという規定を加えるというものでございます。第21条が勤務環境の整備に関する措置でございまして、研修の実施ですとか、相談体制の整備等に関する規定でございます。第1号から第3号にわたって規定するものでございます。附則としまして、この条例の施行期日でありますけれども、令和4年4月1日から施行するというものでございます。以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議町（南 和博君） 以上で、議案第6号の説明を終了します。

---

#### ◎日程第7 議案第7号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は職員、特別職及び議会議員の期末手当を引き下げるについて、3本の条例を改正するものであります。また一般職の給与条例改正につきましては、国家公務員の給与に関してなされた令和3年人事院勧告に伴うものであります。

す。人事院勧告では、「期末手当」について民間の給与水準に準拠して引き下げる勧告がなされたことから、本町におきましてもこれに準じて年間0.15カ月引き下げるよう改正を行うものであります。あわせて特別職及び議會議員の期末手当支給率についても人事院勧告を勘案して定まってきたことから、町職員と同様に期末手当について年間0.15カ月引き下げるよう改正するものであります。なお、国家公務員の給与改正は令和3年12月以降となったため、この引き下げに伴う減額は令和4年6月に支給する期末手当の額から「調整額」として減じることとされていることが、これに準じて特別措置も追加するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようよろしくお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の3ページお開きいただきたいと思います。議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。3条からなる条例でございますが、資料で説明いたしますので5ページを開いていただきたいと思います。只今、町長から説明があった通り昨年の人事院勧告に基づく改正ということでございまして、期末手当について令和3年度の支給率から適用させるというものとなってございます。まず第1条の改正につきましては、職員の期末手当に関する改正でございます。職員の期末手当支給率を0.15カ月下げまして、現行支給率2.55カ月を2.4カ月とする改正が1つ。さらに再任用職員の支給率につきましては、0.1カ月分引き下げまして、現行1.45カ月を1.35カ月とする改正でございます。先程、3年度の支給率から適用させるというように申しました。すでに令和3年度分について支給されておりますので、この部分を令和4年6月に支給する期末手当の額から調整額として減じる特例措置を追加すると。これは附則で謳ってございます。職員の場合については、附則第2項で謳ってございまして、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15、再任用職員につきましては72.5分の10を乗じていた額を減じるという改正でございます。表がございまして現行と改定、それぞれ6月、12月、職員については0.15カ月、再任用職員につきましては、6月、12月それぞれ0.05カ月減額しまして年間で0.1カ月を減じるというこれは本則の改正でございまして、さらに令和4年6月に支給する期末手当の調整額ということで、ここに記載している通りこれは附則の第2項で定めるというものでございます。次、第2条、第3条の改正でありますけれども、第2条が町長他、特別職の改正。第3条が議會議員の改正となっております。特別職、議會議員いずれも同じ支給率となってございますので、まとめての資料ということになっておりますが、現行支給率4.45カ月、これを4.3カ月とす

る改正でございます。表にあります通りそれぞれ 6 月、 12 月 0.075 カ月ずつ減ずるというものでございます。さらに職員と同様に令和 4 年 6 月に調整額を持って、令和 3 年 12 月に支給された分、 222.5 分の 15 を減じて支給するというものでございます。特別職については附則の第 3 項、議會議員については附則の第 4 項でこの特例処置について規定をするものでございます。次のページめくっていただきまして、新旧対照表それぞれ 1 条、 2 条、 3 条の本則の改正について新旧対照表で示してございますし、その下、附則の第 2 項が職員に関する調整額の規定、 3 項が町長等の特例処置の規定、第 4 項が議會議員の特例処置の規定ということで、それぞれ附則でやってございます。条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するというものでございます。以上、議案第 7 号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第 7 号の説明を終了します。

---

◎日程第 8 議案第 8 号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 8 議案第 8 号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 8 号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この条例改正は、国が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく保育士・幼稚園教諭等の待遇改善のため、令和 4 年 2 月から 9 月に限り、幼児センターで保育に従事する職員に対して、保育士等待遇改善臨時特例調整手当を支給するよう追加する改正を行うものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の 8 ページになります。議案第 8 号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めると。 4 条からなる条例でございますが、これも資料でご説明申し上げますので 10 ページからになります。お聞き頂きたいと思います。改正の趣旨につきましては、先程、町長から説明があった通り令和 4 年 2 月から 9 月に限り

保育士等処遇改善臨時特例調整手当を支給するという改正でございまして、まず第1条が職員の給与に関する条例の一部改正となってございます。現行第2条の中に、それぞれ手当等の規定がされておりますけれども、ここに保育士等処遇改善臨時特例調整手当を加えまして、その下第10条の2を新たに追加して、この手当に係る支給に関する規定を定めるものでございまして、対象となる具体的な職員については、規則で定めることとしておりますけれども、美深町幼児センターで保育業務に従事する職員と条文で謳ってございます。次に第2項につきましては、支給の額でありますけれども9千円を超えない範囲で、これも規則で定めるという規定でございます。次、第2条ですけれども、これが会計年度任用職員の給与費用弁償に関する条例の改正であります。これも第2条の改正の中に保育士等処遇改善臨時特例調整手当を加えまして、第14条の2を新たに追加して職員に準用する形で支給をするという規定を加えるものでございます。この1条、2条の規定につきましては、令和4年2月1日から適用して9月までということでございます。この改正上部につきましては、10月以降自動的に削除する規定を設けてございまして、それが第3条、第4条の改正でございます。改正後、現行という規定になりますけれどもアンダーラインをひいた部分が3条でいえば第1条で追加された手当、さらに条文でありますけれども、これが令和4年10月1日以降自動的に削除されるそういった改正でございます。第4条につきましては、会計年度任用職員に係る規定ということで、第4条からなる改正条例でございます。なお、先程幼児センターに従事する職員ということで、会計年度任用職員につきましては、これはフルタイムですね。会計年度任用職員の規定でございまして、この他にパートタイムの会計年度任用職員も多くの職員が在籍して保育業務等にあたってございます。これらの職員についても処遇改善を行うよう条例で定められておりませんので、規則等の改正の中で同様の処遇改善に図られるように、これも合わせて行うということにしてございます。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第8号の説明を終了します。これから議案第8号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第8号について採決します。議案第8号 職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第8号は可決されました。

---

◎日程第9 議案第9号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第9号 美深町給水施設設置条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○山口町長（山口信夫君） 議案第9号 美深町給水施設設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は令和3年度に道営中山間事業営農飲雜用水工事が完了し、吉野地区ほか、3地区の給水を美深町中央簡易水道事業に切り替えたことに伴い、吉野地区飲用水共同利用施設ほか、3施設を廃止する改正をするものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書13ページでございます。議案第9号 美深町給水施設設置条例の一部改正について。美深町給水施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料の新旧対照表をお付けしていますので、14ページ、15ページをご覧いただきたいと思います。現行規定の第2条の給水事業に関する規定の改正でございまして、それぞれ給水事業の名称、区域、給水量がここに謳われていますが、中央簡易水道事業になります吉野地区、斑渓高台地区、斑渓地区、紋穂内地区のこの4つの施設を廃止をすることをございまして、2号、3号、4号、5号のそれぞれの事業をこの条文から削除するという改正でございます。第6号、7号、8号、9号現行のそれぞれ4号ずつ繰り上がりまして、第2号から第5号となるものでございます。この条例の施行期日は令和4年4月1日とするものでございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第9号の説明を終了します。

---

◎日程第10 議案第2号乃至議案第5号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第2号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第9号）乃至議案第5号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第2号から議案第5号で提出しております一般会計及び2特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに、議案第2号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第9号）について説

明を申し上げます。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による中止や縮小、事業が変更となった各種事業の経費の整理のほか、入札減や事業量の増減、ふるさと納税寄附金の積み立て、職員の人事費など、年度末に向けて歳出を整理いたします。このほか、主なものを申し上げますと、総務費では平成28年に整備した情報セキュリティ強化に係る機器及びシステムの更新委託料を追加するほか、公共施設整備基金に1億5,000万円を積み立てるよう整理をいたしたものであります。農林産業費では、干ばつの影響を受けた恩根内放牧場の収支不足に伴う指定管理料の追加のほか、令和3年度分森林環境譲与税の積み立てについて整理をするものであります。商工費では、びぶかアイランド指定管理料に源泉加圧給水ポンプなどの修繕料を追加するほか、砂ろ過機能の低下による影響を受けたチョウザメ飼育研究施設の電気料を追加するものであります。教育費では、全国中学校スキー大会参加に係る経費及び新人ALTの渡航負担金を追加するものであります。歳入につきましては、ただいま申し上げました歳出予算に係る特定財源などについて整理し、これらの収支状況から予定していた公共施設整備基金の全額及びCOM100運営基金の繰り入れを一部取りやめるよう措置いたします。なお、森林環境整備基金については、令和3年度分の充当事業を整理するため、既積立て分から繰入いたします。また、先ほど総務費で説明した情報セキュリティ強化更新事業ほか、4事業については、第2表のとおり繰越明許費として定めるものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。また債務負担行為につきましては、第3表のとおり2件追加しているわけであります。さらに町債では第4表のとおり、事業費の確定に合わせて過疎債3件の借入額の変更を行うほか、臨時財政対策債については令和3年度の地方交付税で基準財政需要額の再算定が行われて、追加措置されたため合わせて減額するよう変更をいたします。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ1億9,015万5千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ56億7,934万2千円となるものであります。次に第3号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算について。第3号でありますけれどもご説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出では高額療養費の増加に伴い、高額医療給付費の追加を行うものであります。次に、歳入でありますけれども、ただいま歳出で申し上げた高額療養費の増加に伴い、保険給付費等交付金の増額をするものであります。これによりまして、国民健康保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ320万円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億9,520万6千円となるものであります。次に、議案第4号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算4号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、居宅サービスや施設サービス、地域密着型介護サービスなど、サービス給付費の増減見込みと

これに伴う充当財源について整理するものであります。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ、2,030万円を減額して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億7,848万8千円となるものでございます。最後に、議案第5号 令和3年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出におきまして、令和3年度仮払い消費税の減額に伴い消費税及び地方消費税を追加するものであります。これによりまして収益的支出を60万円追加し9,898万2千円とするものでございます。以上、一般会計及び2特別会計並びに中央簡易水道事業会計の提案説明といたしますけれども、よろしくご審議頂き原案決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは別冊配布の議案第2号の説明をいたします。議案第2号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第9号）。令和3年度 美深町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 別冊配布の議案第3号の説明をいたします。議案第3号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） それでは議案第4号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第4号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）。令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 別冊配布の議案第5号をご覧いただきたいと思います。議案第5号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）。令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で議案第2号乃至議案第5号の説明を終了します。

---

◎日程第11 議案第10 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限

### 度額について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第10号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第10号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明申し上げます。この制度については、美深町内で働く勤労者の福祉の向上と定着を図るため、北海道労働金庫の運用原資として預託をし、勤労者の福祉資金として貸し付けるものであります。令和4年度に預託をする金額及び融資限度額を定めようとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようよろしくお願い申しげ、提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の16ページお開き頂きたいと思います。議案第10号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく、預託金及び融資限度額を令和4年4月1日から次の通りとする。1 預託金500万円。2 預託金金融機関 北海道労働金庫名寄支店。3 融資限度額 750万円。以上でございます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第10号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第10号について採決します。議案第10号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第10号は可決されました。

---

### ◎日程第12 議案第11号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第11号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第11号 上川町村等公平委員会共同設置規約の一部変更に

ついて提案説明申し上げます。本件は、上川管内 27 団体で構成する上川町村等公平委員会に新たに上川中部福祉事務組合が加わることに伴い規約を変更するものであり、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項より準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案 17 ページでございます。議案第 11 号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について。上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正することについて、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。議案書最終ページ一番裏になりますけれども 18 ページをご覧いただきたいと思います。公平委員会を共同設置する団体に 1 事務組合を加えるものでございまして、別表の改正となります。別表にそれぞれ構成する団体が記載されておりますが、この表の中にアンダーライン一番下ですね。上川中部福祉事務組合この 1 事務組合を追加する規約の変更となってございます。規約の施行期日でございますが、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものとするものでございます。以上、議案第 11 号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第 11 号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。討論もありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論を終了します。これから議案第 11 号について採決します。議案第 11 号 上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第 11 号は可決されました。

---

◎日程第 13 報告第 1 号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 13 報告第 1 号を議題とします。総務住民常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

6 番 藤原君。

○6 番（藤原芳幸君） 所管事務調査報告を申し上げます。総務住民常任委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行いましたので、会議規則第 77 条の規定により

報告をいたします。調査日は令和4年2月10日。聞き取りによりまして、地域おこし協力隊の活動状況について調査をいたしました。まず調査の内容、項目でありますが、①現在の活動状況、地域おこし協力隊は、平成24年度から令和3年度まで16人が着任し、現在3名が商工業振興、観光振興、スポーツ振興の分野で活動中であります。3名は今年度末で任期が終了することになっておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大で活動に制約が加わっている状況もあり、国が2年間の任期延長を認める特例を設けたため、来年度に関しては延長する予定となっております。②これまでの成果。これまで13名が様々な分野で活動し、そのうち7名が定住をしております。定住率は53.8%で、チョウザメ事業や農業、商工業、観光、高齢者サービスなどの分野で活躍し、町にとって貴重な戦力となっております。③これから進め方。採用にあたっては単なる人材不足の対策としてではなく、隊員個々の能力を発揮できることが大切と考えており、着任後は本人の意見を聞きながら活動を進めている状況であります。現在は、チョウザメと農業分野の活動を担う隊員を募集しておりますけれども、他にも協力隊を活用したい分野があれば、柔軟に対応することとしているようであります。全体のまとめとしまして、地域おこし協力隊は、主に都市地域から過疎地域に移住し、地域ブランドや地場産品開発・販売・PR等の支援や農林水産業への従事、住民支援などを行ながら、最長3年の活動を経て地域へ定住・定着を図ることを目的として、国により進めている事業であります。本町のこれまでの取り組みでは、農業や観光、高齢者サービス、チョウザメ飼育などで一定の成果を上げ、農業分野やチョウザメ飼育などで任期終了者の約半数が着任中の活動を活かし、定住している実績があります。また、現在の隊員も定住を見込める状況を作り出すことが可能であり、今後も期待の持てる有効な事業であると思います。国は令和2年度で約5,500名の隊員を令和6年度に8,000名に増やす目標を掲げて対策を強化しており、本町でも各分野で幅広く協力隊を活用した事業展開を積極的に取り組むべきであります。現在は、役場の事業を中心に隊員を募っていますが、積極的に協力隊員を獲得し、まちづくりに寄与している自治体の事例もあり、参考となる情報を収集し、対象事業を広げる検討もするべきだと思います。また、隊員の募集にあたっては、対象となる事業への専門的知見やまちづくりに意欲の高い人の獲得を目指すとともに、着任後は募集時にイメージした内容と実際の活動に差が生じることもあるので、隊員とのきめ細やかな情報交換や能力を発揮できる受け入れ側の環境づくりも必要であります。定住に結び付くかどうかは、隊員との日頃の意見交換などによる信頼関係の構築や、町、地域との繋がりも重要であり、着任後のアフターケアを更に充実させ、退任後に一人でも多くの定住が実現し、本町のまちづくりに加わることを期待するところであります。以上、所管事務調査の報告であります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ござりますか。なければ以上で報告を終わります。

---

◎日程第14 報告第2号 委員会報告 令和3年度議会広報特別委員会報告

○議長（南 和博君） 次、日程第14 報告第2号 令和3年度 議会広報特別委員会報告がありますが、本件はお手元に配布の報告書で調査終了報告済みといたします。

---

◎日程第15 報告第3号 委員会報告 次期議会構成等についての協議に関する中間報告

○議長（南 和博君） 次、日程第15 報告第3号を議題とします。議会運営委員会から次期議会構成等についての協議に関する中間報告です。この際、委員長から協議の経過をご報告いただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 次期議会構成等についての協議に関する中間報告書。このことについて会議規則第77条の規定により報告いたします。協議の概要 令和5年の美深町議会議員改選期に向けて事前に協議しておくことが必要な次期議会構成等について全員協議会での協議を行っているものでございます。2 これまでの協議の実施状況。全員協議会の開催。令和3年9月から令和4年2月まで計7回を実施しております。3 これまでの主な協議項目。（1）議員定数について。（2）常任委員会の構成と調査活動について。（3）議選監査委員について。（4）政務調査活動について。（5）タブレット端末の利活用について。（6）町内組織、団体役員等の就任に関する申し合わせについて。（7）議会基本条例の制定について。（8）通年議会制度について。次のページです。（9）予算・決算の審査の在り方について。（10）議員報酬の在り方について。（11）議会の広報活動及び録画配信の取り組みについて。4 各協議項目の協議概要（中間報告）でございます。協議の基調 地方行政は、行政の最先端にあって、国の法令に基づく行政サービスを住民に直接提供することにとどまらず、地方分権の進展により処理する事務は増大・拡大し、そのまち独自の政策の立案を推進し、地域の課題や住民の多様で幅広いニーズに応えていかなければならない状況になっており、議會議員の果たすべき役割はますます重要なものとなっている。本町においても、農林業を基幹とする地域産業の推進とさらなる振興、安全・安心な生活環境や特色ある教育、少子高齢化社会における子育て支援や地域保健・医療の提供、福祉、介護サービスの充実など幅広い行政ニーズがあり、各分野の課題も山積している。各議員においては、農林業、商工業、子育て支援、教育、福祉等の各行政、

さらに例規や予算・決算の監視等々、各議員が主たる課題を持ちつつ、町民ニーズを吸い上げ、さらに相互の議論を深め、幅広い町政の推進に邁進している。このように地方行政の責務が増大する中、町議会は行政の監視役でもあるだけでなく、町民の多様で幅広い層からのニーズを把握し、行政に反映させ行政の団体意思決定を行うとともに、町独自の課題に対する政策の立案や推進についても重要な責務を担っている。以上のような基本的な考え方を念頭に置き、各項目の協議を進めた。（1）議員定数について。議員定数は、令和5年的一般選挙に向けた改正は行わない。議員定数は平成22年の条例改正により現在11人となっている。この経緯としては、議会を代表して対外的責務を果たし、議会運営を統括する議長1人と、議長を除く全議員により総務住民・産業教育の2の常任委員会を最低5人ずつで構成して、議会の機能を確保するため、必要最低限の定数とされてきたものである。（平成23年に改正された以前の法定の定員上限は、人口2千人未満で上限12人、2千人から5千人未満まで上限14人であった）。協議を通じ、11人の現状維持、または減員しても10人までとの考え方で全議員の意見が一致し、人口減少や人材不足、他町村の状況から見ると現行定数の維持は厳しくなっているとの認識もあるが、議会機能の確保を重視する上では、11人は最低限であり、議会の果たす責務や町民の幅広い意見反映、若者や女性など多様な人材の参画を得る環境の確保などから全議員の合意により定数は維持することとした。「人口が何人になったら議員を減らすのか」などの疑問も考えられるが、人口や他町村の状況からではなく、「議会の役割・機能の確保」という観点から定数は考えるべきである。また議員定数そのものの減少により、行政の監視体制、町民の多種・多様な民意・ニーズの把握、町村独自の地域振興や課題の解決に支障を生じさせてしまうならず、人口が減少傾向であるからといって重要事項を少人数で議論し、決定し、監視することにはならない。地方財政の厳しい現状も踏まえながらも、最低限の議会機能を維持することが必要であり、町民に対する議会の責務もある。（2）常任委員会の構成と調査活動について。市町村行政は幅広い分野にわたっており、かつ、複雑化している。町議会における多様な議案等の決定は、本会議において最終的な決議が行われるが、議会の常任委員会は、本会議での決議の以前に議案や請願などを詳細に審査し、あるいは町の事務を専門的に調査し、監視するために常時置かれている委員会であり、議会活動の根幹でもある。現在、本議会においては、行政分野を大きく2つに分け、総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会の2の常任委員会体制を探っており、各議員はいずれかの委員会に所属し、所管分野において責任をもって所掌している。今日の行政の多様化、複雑化の中にあって、常任委員会を1委員会にすることは適切とは言えず、町行政の役割の高まりや行政ニーズの拡大に対応する議会機能を確保するため、引き続き2委員会体制の継続が

必要である。また常任委員会の人員体制については、各所管行政分野に係る重要な議論や事務等調査、議案や請願、意見書等の審査を十分に進めていくため、統括責任者である委員長1人と構成委員4人による、現行の1委員会5人体制は最低限必要である。さらに、複数の委員会への所属による議員の資質向上の考え方をはじめ、子育て世代や介護などに従事する議員の参画も視野に、やむを得ない委員の欠席などの場合においても機能を確保し、議案等の審査や所管事務調査等に支障を及ぼさないようにするために、各常任委員会の定数を次期からそれぞれ7人になるように改正する。また地方分権が進む中、国の一斉な施策では、市町村独自の地域振興や課題解決を十分に進められず、各自治体が先進地など相互の取り組みに学び、まちづくりに反映していくことが大変重要になっている。現在、各常任委員会による行政視察は行っていないが、所管する行政分野における施策の推進や課題の解決を図っていくためには、先進地への調査活動の実施を検討することが必要である。（3）議選監査委員について。専門性のある人材確保による行政の監視機能の強化を図る場合に、議会からの監査委員の選出義務を緩和することもできるよう地方自治法が改正されているが、小規模町村においては、人材確保に課題もあり、議会での議論等を承知する議選監査委員がもつ役割の重要性もあること等から、議会からの監査委員選出は継続する。今後、議選監査委員のもつ機能の再確認や議会活動との連携方策など、現状の対応も含め、さらに議員間の議論を進める。（4）政務活動について。行政の役割が多岐にわたって広がる中、行政推進の両輪である議會議員が先進市町村等の取り組みを学び、本町の行政運営に反映していく上で、政務調査活動は非常に重要であり、これまでも産業振興や地域づくり、医療、介護福祉、文化など、幅広い分野での調査活動に取り組み、本町の行政施策や議会運営に反映させるなど、従来から一定の成果をあげており、今後も継続して行うこととする。（5）タブレット端末の利活用について。本議会では、平成25年度からタブレット端末が整備されてきたが、例規集の閲覧が主な用途となっており、端末のもつ機能の活用が十分に進んでこなかった。議会の招集をはじめ、議会日程や月間スケジュール等の連絡事項の伝達、議案や資料の収納によるペーパーレス化など、さらに有効な利活用が必要であり、長側と協議しながら利活用を進めていく。（6）町内組織、団体の役員等の就任に関する申し合わせについて。議會議員として議案審議での除斥を最小限にするなど、議会運営に支障をきたさない範囲とし、その都度事前に議員間で協議することとする。（7）議会基本条例の制定について。議会基本条例は、議会及び議員活動の理念や議会運営の基本事項等を定めた最高規範として各地で制定されているが、本議会においては、現時点での制定が必要との認識には至っていない。この条例は、長側のまちづくり基本条例などと同時に制定することが理想であり、十分な議論が必要である。（8）通年議会制度

について。通年議会制度についての情報収集と理解は十分ではなく、本議会における有効性と必要性を認識するまでには至っていない。(9) 予算・決算の審査の在り方について。一部の自治体では、自治体で採用されている予算常任委員会などの体制について議論もあったが、本町では現在、全員協議会での長側説明が丁寧に行われており、必要に応じて各常任委員会で勉強会を行うなどにより、審査を補完することが適切である。(10) 議員報酬の在り方について。町議会の運営は住民自治に不可欠なものであり、議員報酬の在り方は住民自治の確保、充実させるための視点から考える必要がある。町行政の守備範囲が増大する中で、二元代表制のもとで議会及び議員活動のもつ役割は大きくなり、責務も非常に重くなっている。また、最近では議員報酬が低水準であることが「なり手不足」を誘発し、広範な民意の反映に支障をきたしているとの議論もある。全道町村の状況分析や議会議員のなり手の確保などの議論を通じて検討を行い、社会情勢に応じた報酬の在り方を提示して、長側に要請する。(11) 議会の広報活動及び録画配信の取り組みについて。これまで広報誌「びふか議会です こんにちは。」の発行、「議会報告会」の開催などに努めているが、これらを継続していくとともに、更に取組の強化が必要との認識が高まった。特に、議会を理解する最大の場である議場での傍聴については、日常業務でなかなか傍聴が難しい町民も多い状況が推察され、「休日議会」や「夜間議会」の実施も1つの手法だが、経費的な課題も考えられる。一方で近年は、近隣自治体でも実施経費も少なくて済むインターネットによる録画配信が進んでおり、自宅で休日や夜間でも視聴でき、議会に対する関心が進むと考えられる。これらのことから、議会の録画配信の取り組みを早急に実施できるよう長側との協議を進める。以上、令和4年2月25日現在の全員協議会の議論の中間とりまとめであり、令和4年3月1日開催の議会運営委員会で本書を中間報告書として決定したので、ご報告いたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ござりますか。なければ以上で報告を終わります。

---

#### ◎日程第16 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第16 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。議案調査、一般質問調整等のため3日から13日までの11日間を休会にしたいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、3日から13日までの11日間を休会とすることに決定しました。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じ

ます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

散会 午後 3 時 12 分

令和4年第1回定例会  
美深町議会会議録  
第2号（令和4年3月14日）

---

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第2号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第9号）
- 第 4 議案第3号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第4号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第5号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 7 休会日の決定

◎出席議員（10名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 欠 員
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 川端秀司君	住民生活課長 渡辺美由紀君
保健福祉課長 後藤裕幸君	農務課長 山崎義典君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 政岡英司君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 内山徹君	税務グループ主幹 中林秀文君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君

建設林務グループ主幹 竹田 哲君 水道住宅グループ主幹 町屋 英雄君

◎教育委員会

教育長 草野孝治君 教育次長 大堀裕康君  
教育グループ主幹 和田政則君 教育グループ主幹 元岡友之君

◎農業委員会

農業委員会会長 藤本 博君 事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本 守君 事務局長 望月清貴君

◎議会事務局

事務局長 望月清貴君 事務局副主幹 服部 満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。今定例会の一般質問通告について申し上げます。一般質問の通告者は岩崎議員1名です。次に、令和4年度中を目標に本会議の映像をインターネット上で公開する準備を進めており、そのための参考資料として一部議会の状況を録画していますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は1名です。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは発言を許します。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 一般質問に先立ち一言申し上げます。東日本大震災から11年を迎える犠牲となられました多くの方々に哀悼の心をささげるとともに、事故を起こした原子力発電所周辺に帰宅困難地が未だ多く残されている現実に触れ、多くの帰宅困難を余儀なくされている方々に心寄り添い、一日も早い真の復興がなされることを改めて強く政府に訴えるものであります。さらには、日々の生活から追い払われるよう避難民として他国での放浪を余儀なくされている多くのウクライナの人々に思いをはせ、一方的な侵略行為を繰り返すロシア連邦の暴挙に悲しみ怒りと即刻撤退を求めるものであります。私の一般質問も今回で58回目となります。124項目を数えます。議員生活に多くの学びと気づきの場を提供してくれましたのは、この一般質問を続けてきたことに他なりません。今日多くの町民の幸せづくりのために質問をさせていただきたいと思います。ここで議長にお願いがございます。今回の一般質問にあたりまして、令和3年6月9日国が指導しました国・地方脱炭素実現会議から出されております、地域脱炭素ロードマップ概要書ですが、これから抜粋した資料につきまして一般質問の資料として共有したいと思います

ので許可をいただきたいと思います。

○議長（南 和博君）　はい。只今、岩崎議員から資料配布の求めがありましたので一般質問の内容に関わることですので許可したいと思います。

○5番（岩崎泰好君）　ありがとうございます。これをお願いします。

（資料配付）

○5番（岩崎泰好君）　それでは一般質問を始めます。地球的視点から、未来への投資を。循環型社会と脱炭素の取り組みについて伺うものであります。令和4年度町政執行方針の中で、ポストコロナに向けて政府が示した「日本の未来を拓く4つの原動力」を引用し、グリーン社会の実現に向けた取り組みをあらゆる分野において推進することが求められているとして、環境保全・環境衛生の推進では、「豊かで美しい自然と農村環境を未来の子どもたちへ引き継ぐことが出来るようゼロカーボンの推進に努めます」「美しい自然環境の保全と快適で住みよい環境づくりを目指し、環境と調和した循環型社会の形成に取り組みます」としております。循環型社会の形成と脱炭素の取り組みにつきまして、具体的にどのような内容で取り組みの推進を図るのか、次の点についてその考え方を伺うものであります。1つ目は、国が進める「脱炭素先行地域」の一自治体として手を挙げ、先行的取り組みを推進していくのかということが1点目です。2点目には、2050年カーボンニュートラルのための美深町の目標と、達成のための計画書づくりはどのような手法で進めるのかという点です。3点目は、脱炭素の基盤となる8つの重点対策への取り組みについてどのような形で取り組むのか、その内容を伺います。4点目は、循環型社会の形成と脱炭素の積極的取り組みは、未来への大きな投資として地域内での循環経済や雇用の創出を生み出す原動力ともなる可能性を秘めていると思っておりますが、町長の考え方を伺うものであります。以上、4点を町長に伺います。次に5点目、教育的見地からゼロカーボンの推進についての見解と学校現場や社会教育の今後の取り組みについては、教育長に所見を伺うものであります。

○議長（南 和博君）　山口町長。

○町長（山口信夫君）　只今、岩崎議員から環境型社会の形成と脱炭素の取り組みについてのご質問をいただいたところでございます。具体的には、1つとして国が進める脱炭素先行地域の1自治体として手を挙げて、先行的取り組みを推進していくのではないか。まずこの関係でありますけれども、脱炭素先行地域として先行的に取り組み推進をしていくことについて答弁を申し上げますけれども、2050年脱炭素先行地域としてカーボンニュートラルに向けての取り組みの1つで、家庭内及び事業所の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロの実現について、他の地域に先行して2025年度までに道筋をつけ、30年度には

目標を達成する。こういうことを目指す環境省が、言ってみれば推薦する 100 カ所の地域でありますけれども、この応募については既に本年 2 月 21 日付をもって一次の応募期間が終了となっているのであります。本町の脱炭素の取り組みは個人、団体を問わずできることからしっかりと推進していくことが重要であると考えておるわけであります。そのためには、役場内に推進本部を立ち上げて、その中で、美深町として既に取り組んできた脱炭素の取り組みについて整理をする必要があるのではないかろうか。その上で、さらに今後に向けた具体的な取り組みを議論していく、こう考えているわけであります。従いまして、脱炭素先行地域に応募し、先行的に取り組みを推進していく考えは、現段階では持ち合わせていないということでございます。組織をつくってから取り組んでいくということにならうかと思います。2つ目の美深町のカーボンニュートラルに向けた目標といいますか、達成の計画書づくりはどのようにするのかということではありますけれども、この目標計画書づくりについては、1番の質問でもありました通り、推進本部を立ち上げて役場内に立ち上げて、その中で検討し、その結果を求め、その次の段階に進むこととして考えたいと思っています。目標の設定だとか達成のための計画書づくりについては、推進本部の中で議論をしていきたいと考えておるわけでございます。3つ目の脱炭素の基盤となる 8 つの重点対策、こういうものを示されたところでございます。そして、国といっているところの資料等についても、議員から提示があったところでございます。これらに向けては、1つとしては美深温泉のボイラー、バイオマスボイラーの設置だとか、さらには中学校に付けた太陽光のパネルの設置だとか、さらには街灯の省エネ対策だとか、個人住宅の新エネルギー導入に対する補助だとかこういうことをやってきているわけでございますけれども、国に定める重点対策等の中に包括されていくか、含んでくるのではないかろうかなと思っているわけであります。さらに今年度は、新年度ですね。公共施設の 10 施設の LED だとか、そういうことも予算計上した提出をしているところでございます。今後、脱炭素に繋がる事業の実施に努めると共に、さらに公共施設の高効率設備や再生可能エネルギーの導入を推進するなど、積極的な脱炭素対策に努めて参らなければならないという基本的な考え方をもっているわけでございます。また、運動としてマイバックだとか、マイボトルだとか、こういう詰め替え用品の関係も安全運動の 1 つとして公共交通の利用だとか、ごみの分別の在り方、適正化だとかこういうものも個人事業所等々、民間の方にも可能な限り積極的に取り組んでもらっているわけでございます。そんなことでご理解をいただきておかないとならない。最後に、脱炭素の取り組みとして、地域内での環境経済や雇用の創出を生み出す原動力となる可能性を秘めていると。まさにこの通りかなと思っているわけでありますけれども、しかしながら役場内でも目標なり計画なりを作り上げて

いかなければならぬとこう思っておりますけれども、住民といいますか、民間企業といいますか、そういうところにもお願いして、一緒にともに進んでいかないとこれらは非常に難しいのではないかなと思っているわけでございます。いずれにしても可能性としては、原動力の可能性としては大きなものがあるのではないか。そして今、言っているところのその何と言いますか、国の機構なり地域の機構なりそういうものが大きく変わろうとしている時代でありますから、そういうことも含めてやっぱり対応していかなければならぬ。新しい時代に向かっているのではないかなと思っているわけでございます。以上、とりあえず質問の要旨については答弁させていただいたところであります。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員からゼロカーボンの推進についての見解と今後の取り組みについてのご質問をいただきました。地球温暖化の原因である、CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの脱炭素社会の実現に向けては、全国的な取り組みが進められておりますが、教育行政としましては持続可能な社会の創り手、担い手となることが期待される子どもたちが地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることが出来るよう、地球温暖化による気候変動など身近な環境に意欲的に関わり問題を見出し、考え、判断し、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動が自らとれる態度を育んでいく人材育成を図ることが必要だと考えてございます。教育委員会においては、既に環境を考慮した取り組みを進めていることにつきましては、すでに議員さんもご承知のことと思います。学校現場におきましては、文部科学省が定めます学習指導要領で、すでに、脱炭素社会の実現へ向け、環境教育が一番重要だということで、環境教育を一層充実していくことが求められており、これからの中には一人ひとりの児童生徒が持続可能な社会の創り手となることが出来るようになると明記されております。現代的な諸課題に対応して求められる資質、能力の例として自然環境や資源の有限性、限りある資源、そういった中で持続可能な社会をつくる力が示されているところでございます。今後の取り組みとしまして、これらを踏まえて学校における環境教育については、すでに示されております学習指導要領に基づき社会科、理科をはじめ、総合的な学習など様々な教科等を通じて横断的に取り組んで参りたいと考えてございます。社会教育活動においては、子どもたちの自然の大切さや環境に配慮した行動の重要性など青少年自然体験事業を通じて学習の場をこれまで設けて参りました。今後も継続して取り組むとともに、北海道や町が推進するゼロカーボンの実現に向けた機運、醸成に努めて参りたいと考えてございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まずですね。今教育長の方から教育的観点からの答弁を頂きまし

た。まずそちらの方から再質問させていただきたいと思いますが、学習指導要領あるいは今後の教育の方向性については、教育長の言われる通りだと理解をさせていただきましたが、今後の取り組みとして具体的にどんなことを考えているのか、具体的な例をできたら挙げてほしいと思っているところですが、先程お渡ししました資料の裏面の左上23ページにゼロカーボンアクション30というのがこのロードマップの中の参考資料として入っていますが、具体的にこれらの関係について具体的に学校の現場で先程は横断的な形で、それを進めるというお話をされましたけれども、しっかり1つのテーマを持って時間割、たとえ5分であり10分であれ、どこかにこういったゼロカーボンへの取り組みという形のものを作っていくことができないのかと思うところですが、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 30のアクションを具体的に取り組むことができないのかというようなことでございましたけれども、すでにですね、先程申し上げましたけれども文部科学省が定めます学習指導要領の中で理科だけではなくて、色々な科目でこういった単元などに反映されて進めております。大きな都市、先行して環境教育が進められている都市部においては、その環境教育の具体的な指導要領と定めてやっている例もございますけれども、まだまだ北海道なり市町村教育委員会レベルではそういう具体的な資料等については持ってございませんけれども、学習指導要領の教育課程のカリキュラムの基準の中に教科書に沿った時間割のもとここに書いてございます節約の関係、リサイクルの関係、省エネの関係、全体を通して最後、中学校におきましては、SDGs そういったものと関連しながら持続可能な社会について学んでいくというような対応になっておりますので、これは我が町独自でどうやって進めていくかという部分につきましては、どちらかというと社会教育、そちらの現場の中で今後推進本部の中で考えられる計画等に基づいて進めていく形になるのかなと思いますので、学校教育においては、すでに教育課程の中で示された中でこれらの30項目というのですかね。30点についてすでに対応されているということで、私は判断しているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 先程のご答弁の中では、私もその社会教育の取り組みという形で、さらに聞こうと思っているのですが、答弁の中では機運をしっかりと醸成していきたいということがございました。今後取り組みの中では推進するその協議会なり審議会なり何か会の中でということでございましたが、とりわけ今この取り組みというのはある意味ドラストイックに時代を変えていくような形になるのではないかと予想するところですが、やは

りその中で社会教育の取り組みの中にあっても、旧来今まで取り組んできたもの以上にしっかりとその機運を醸成していく、いわゆる啓発事業というのは新たに大きなウエイトを占めるのではないかと思いますが、その辺の考え方はいかがなものでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 社会教育の中で今まで以上に機運を醸成していかなければならぬというようなお話をございました。すでに環境教育の中で、それらの部分について一層文科省としては充実させていかなければならないというような考え方方に立ってございます。現在、我が町では特に青少年の自然体験事業、こういった部分を子どもたちに対して浸透している部分ございますけれども社会人また家庭教育、成人そういった部分を対象にしたものにつきましては、これまで色々な出前講座の中でのテーマですとか、あとは施設見学会でそういった木質バイオマスボイラーの関係ですとか、リサイクルセンター、太陽光パネル、学校の木造校舎またまた浄水管理センターですとか色々な分野について実際に見て学ぶということも行われてきましたけれども、これは教育分野だけではなくて町をあげて、そして民間団体、民間企業としてもそういったことを努力していく必要があるのかなと。その辺のどうやって醸成していくかについては推進本部等々と考え方に基づいて教育委員会サイドとしてできるものについて一層充実させていく必要があるのかなと感じております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 次に町長に伺います。まずは資料でお渡ししました、地域脱炭素ロードマップというのは昨年の6月9日に出されたものです。それについてそれぞれの市町村がその対応をどうするかということについてそれが協議を進めてきたと思いますが、近隣の市町村にあっては、すでに名前は出せませんが複数のゼロカーボン宣言を発して取り組みを進めるというような状況が生まれてきていると思いますが、町長あの全員協議会の中でもゼロカーボン宣言をするかしないかは、ちょっと今はわからないけれども、なるべくそういう方向性で進んでいきたいというような話がありました。ですから、私はもうすでに一定程度のこのゼロカーボンの取り組みというのは進んでいるのかなと思いましたが、先程の答弁を聞いているとこれからだというような印象を受けましたけれども、この間、昨年の6月以降、今回の来年度の施政方針を策定するにあたっても、それについて役場内でどのような議論が行われて、そして今日まで進んできたのかその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ゼロカーボンの関係なのですけれども、宣言した、しない色々な

見方があるのではなかろうかなと思っております。そしてしかしひでゼロカーボンの宣言の仕方というのは色々な方法が実はあるのですね。そういう中で、私としては何と言いますか施政方針演説の中でゼロカーボンを推進しますということを明確に言っていますので、そして組織も立ち上げますとこういうことも言っていますので、道といいますか、昔でいう支庁といいますか、総合振興局を通してですけれども、ゼロカーボンを宣言したという構えではあります。そんなことで。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは、具体的に今後推進本部を立ち上げて、議論を進めてその取り組みを進めていくというように理解しているところですが、それでは資料の31ページ、裏面の右上、それから資料の38ページ、裏面の左下、ここに1つのイメージといいますか、脱炭素の取り組みのイメージが国から示されております。様々な取り組みがここには書いてありますが、施政方針の中ではグリーン社会の実現に向けた取り組みをあらゆる分野において推進することが求められているとしているというように私は注目しているのですが、そのあらゆる点という部分での範囲と規模というのは、これから推進本部ということもありましょうが、どの程度の規模でどの程度の範囲で考えておられるのか町長の現在の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しい質問をいたしましたなと思っておるわけで、どの程度と言われてもあれなのですけれども、冒頭申し上げているように全てのことが改革の時代でありますから、なっていくのかな。そしてゼロカーボンに向けての全てのものがこうなっていくのかな。そしてその中で今まで取り組んできた事項等の洗い出しをして整理をして、そしてこの次の何がやれるか。LEDの取り組みだけでなく、他のものもやれるものも、うちとしてはやれるものもある。ただその場合、民間企業だとやはり住民だとそういうものも一緒になってそういう方向に進んでもらわないとできないわけでありますから、そういう考え方になっていかざるを得ない。それとそのここでは経済的な規模だとか雇用の関係だとかそういうものも出ていますけれども、これは中々難しいことで国が示していることではあって、まだ北海道的には何カ所か町村は手上げ方式でいったのかもしれませんけれども、うちはそこまでまだ取り組んでいって色々な議論をしていく段階かなと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） こういう言い方をしたら失礼になるかもしれないけれども、みんながゼロカーボンが今時代の流行だみたいな感じで取り上げるからうちもみたいなそんな

雰囲気が漂ってきますね。今の答弁はね。要するに2050年に達成すべき目標というのが国が示して、その数値に向かって全国の市町村が頑張ろうやという発信があったのですね。それに対して中々難しいことで今やっていることにプラス何点か付け加えれば、それでOKみたいな、何かそんなニュアンスですね。聞こえ方がしてくるのですね。それでは国が示すゼロカーボンの取り組みは達成しないし、あとで質問しようと思ったのですが、今たまたま財政規模問題だと雇用の問題だとそういった問題、答弁がありましたから改めて聞きますけれども、国が示したその今資料の裏面の右下、そこでは人口千人規模の場合の想定をした場合、設備投資に伴う予算規模ですとかあるいはそこに関わる雇用規模等々については、国が示しています。それも中々難しいから取り組まないということで理解しちゃっていいのかなと思うのですが、この辺はどうですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） こういう言い方は何でありますけれども、質問される議員さんにおかれても少し勘違いして質疑されているかなと思って、僕はやらないと言っているつもりは全くないです。やりましょうと。そして企業も含めて、住民も含めてそういう方向に向いてほしいと。願いも込めてお願いして、そして全国町村会等々ではゼロカーボンに向かって頑張りましょうと。国においては手上げ方式、宣言という言葉が適當かどうかわかりませんけれども、一種の宣言ですね。そういうものがなければどうも不利な扱いになる。全ての補助事業だとかそういうものが他のものも影響してくるのではなかろうかな。という心配もあるわけであります。したがってゼロカーボンに向かって我々は国に進めるところによって我々もそういう時代であるし、しっかりと進めていこうと。そういう考え方で。やらないとかそういう方法等がわるいのではない。そうではなくて非常に難しいことが含んでいるのだということだけご理解をいただきたいと思っております。そして雇用だとか経済だとかそういう話も少しありましたけれども、それについても中々仮に手上げ方式やっても、うちの会はどれで手上げ方式をやるのだとそういうところの議論はまだまだ進んでいないという段階であります。ただ何がやれるか。先程申し上げましたようにLED等については新年度予算等で段取りをしましたよと、こう進めていますよと。こういう段階でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎泰好君。

○5番（岩崎泰好君） 非常に失礼な言い方をしてしまったかもしれません、要するにゼロカーボンの推進は、これからしっかりと取り組んでいくのだということの理解でよろしいですね。はい。それならばしっかりとゼロカーボン宣言をされたらいかがですか。先程の答弁では、上川支庁ではそれは理解しているといいましたが、事は住民を巻き込むので

すよね。住民にしっかりとゼロカーボン宣言をしましたよと発しないと、旧来通りの単なるゼロカーボンの推進に止めておくと町民は本腰にならないのではないか。それも1つの啓発の手段ではないでしょうか。是非、ゼロカーボン宣言をした方がいいと思います。やるのなら。どうでしょうね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私としては、先程申し上げました通り色々な宣言の仕方があるのですけれども、施政方針の中でゼロカーボンをやりますという推進しますという方向を出しましたので、これは町民なり企業なりみんなが理解してくれるものだと理解をしている。そして今、岩崎議員からもこういう質問をいただいているわけでありますけれども、そういう流れも明確にしておりますので、理解をされるものだと思っている。ただ手上げ方式の中で、ゼロカーボンを宣言という1つのものを求められるのだとすれば、それはやぶさかではないな。宣言というかそういうやり方もあるのかなと。ただ、私としては今の段階では宣言したつもりでおります。そしてそういう理解も国に届いているのではないかなと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町民は町政執行方針、何人の人が見ますか。何人の人が町政執行方針に町民が触れますか。議会だけですよね。これに目を通すのは。そう考えるとしっかりと宣言をすることは、新聞紙上に載りますよね。美深もやるんだ。町民への啓発に大きく繋がるのではないか。物事をやるならどうして宣言しないのですか。宣言してもいい中身ですよね。だからそこに何で宣言しないことにこだわるのか。町長も自ら全員協議会の時には、宣言になるかどうかわからないけどとわざわざ発言をしたのですね。ゼロカーボン宣言をするかしないかは別としてもと発言もしていますよね。だからゼロカーボンを宣言の重要性というのは、私は認識されていると思います。今、各地近隣、北も西も南もそれぞれ宣言することで新聞紙上に大きな見出しで出てくるのですよ。それを読んだ町民はそういう方向に進むのだということを認識1つはしますよね。それが大事なのではないですかということを聞きたいのですよ。だから上手にそれらを利用して、マスコミを利用してそういうことをちゃんと町の方向性を町民にしっかりと示すのも1つの手段だと思いますが、どうしてそれをやらないのですか。何もこだわる必要ないと思うのですけれども、是非やってほしいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） マスコミも通してですけれども、うちは施政方針等でゼロ宣言というか推進しますということも明確にしていますから、それはそれで理解されていると思っ

て私はいるのですけれどもね。ただ、今岩崎さんの発言等を聞いているとなぜ宣言しないのだと。宣言の仕方も色々あるよという言い方をしたのですけれども、それでは理解をもらえないのかなと思っているわけでございます。一般町民も理解はしていると思っております。何人読んだかとかそういうことはこれから問題でありますから、今日の質問質疑だとかこういうものも出てくるのだと思います。ただそういう意味では施政方針もそうでありますし、今日の質疑等も出てくる。何人読んだかそういう言い方をしないでほしいなと思っております。自分の言っていることを否定することになりますので、ちょっとおかしいなと思って聞いています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 宣言することに特にこだわらないのですが、ただ宣言した以上は、1つの目標はありますから、2050年までの目標に対して美深町独自のしっかりした計画、ロードマップを示すということが1つは大事になってきますよね。だからその中で、やっぱり宣言することの重要性というものを私は言っているのですよね。お互いにこだわって宣言がどうのこうのではなくて、そこはしっかり見据えたことで次に進めるような形にしてはどうかなということなのです。かつて、私もごみゼロ宣言をしてはどうかと一般質問でしましたことがあります。その時も宣言をすることが良いことではなくて、実際にごみゼロに向かってどう行動するかということが問われているような答弁をいただいたと記憶しておりますが、やっぱりその宣言をした全国でも有名になった上勝町はですね。2020年を目標にしてごみゼロ宣言をしました。結果としてはゼロにはなりませんでした。しかし達成率は81%にのぼりました。あと自治体や住民や地域では解決できない課題が残りました。それはごみを発生させるようなものとなるものを、どうごみの発生源をどう抑制するかというその1点だけです。そのような取り組み宣言をして取り組むということは大事だと私思いますから、町長がその気になっているのであれば、是非このゼロカーボン宣言をしっかりと発して、目標値に向かってどう進めていくのかということの取り組みを今後しっかりと組み立てていくというのは重要なのではないかと思っておりますが、改めてお考えを聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 手元の方に管内のゼロカーボンの表明というか、そういうものは届いているのですけれどもね。その中で我が町もゼロカーボンの表明をしているよと。いってみればゼロカーボンの表明ですね。それを入れてもらっているわけでございます。その中で管内的にはまだまだ取り組んでいない町村も中にはあるわけでありますけれども、我が町としては取り組んでいる。この取り組んでいる市等の中にでもゼロカーボンの宣言だ

けをしている町村だけはあるのですけれどもね。その具体的なものがないのですよ。そういう中で果たしていいのかなと。だからその辺のことは対策会議、推進会議ですか。そういうことの中で少し議論もしなければならない。岩崎さんのいうこともわからないわけでもないのですけれども、少し違うなと思っている部分もあるのですけれども、議論もしてかないといけないのかなと思っているわけでございます。管内の中では市等はほとんどやられていますね。さらに、我が町だとか幌加内だとか東川だとか、下川等におかれても宣言という形ではなくて、議員さんの質問か何かで方針の中で述べられておるはずだな。宣言という形はとっていないと思っているわけでございます。色々な形があるわけありますけれども、私としては宣言したと。そして国においても道においても美深町は宣言したというように位置付けてもらっていると思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 宣言するしないということの是非については、またにしますけれども、いわゆる国が示した脱炭素のロードマップに則って、当初の100の自治体には当てはまらないけれども、最終目標とする2050年までの取り組みは、しっかり進めいくという理解でよろしいですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） やれること、やれないことあるかなと思いますけれども、またそして経済界含めて、住民も含めて乗ってくるもの、乗ってこないもの色々あるのだろうと思思いますけれども、やれる範囲で取り組んでいくということです。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） とりわけ私、もう1つ大事にしなければいけないところというのは、国も言い始めますが、地域内でのエネルギーのその収支についてですね。地域内でしっかり収支がまかなうような形に域内消費といいますか、域内生産と域内消費といいますか、そういうような仕組みが今後この取り組みの中では必要だと述べているのですね。特にその辺は大変重要なことで、地域でエネルギーをつくり、地域でそれを消費していくという方向性について、現時点で結構ですが、町長は可能か難しいのかなと思うのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これまた憶測でものを言いづらいのですけれどもね。一言でいえばエネルギー問題というか、地域で中々うちの場合はその条件がクリアするのが大変かなと見ております。いってみれば国が進めているのは、1つは原子力の問題。電子力発電の問題。さらには太陽光の問題、さらには風力発電。風力も海上も陸もありますけれども、

それに水力。そして畜産のバイオマスだとか、糞尿を使ったですね。こういうやつもその他もあるかもしれませんけれども、諸々がある。どれをとっても中々国に認められる、道に認められるそういうものを我が町としてはクリアできるように取り組んでいくということは難しいのかなと思っているわけでございます。今時点ですけれどね。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） これは自治日報の記事の中から紹介したいと思いますが、持続可能な地域社会、総合研究所の所長の藤山さんという方が、コラム段で書いております。この方が書いている中には、すでにドイツやオーストラリア、その小さな農山村の中では、エネルギーの自給村が次々と登場していると。そして日本は周回遅れというか2周くらいおくれて今現状にあるのだというようなことも書いています。これら循環型の自治体をつくっていくためには、人口規模にあっては300人から3,000人程度とそんな小さなところが一番取り組みやすい環境にあると述べています。その他色々書いてあるのですが、要するに従来はエネルギーというのは、大都会でつくられ、あるいは大資本つくられてきたのが今までの進み方ですが、小さな私たちの美深町のような自治体でも、しっかりと頭を使っていけばエネルギーは確保できるのだということをここでは述べているのです。その手法については、色々今日の時間ではしませんけれども、そんな形であります。科学技術の進展というのは、日進月歩、本当にすごいものがあります。前にも太陽光発電のことでお聞きしたことがあります、それらの時代から遙かに今は低価格で、そして尚且つ発電量の多い、更には蓄電装置をつけたもの、そういうのがどんどんでてきてます。すでに、ここ美深町は北国で寒冷地であるということが、非常にデメリットだみたいな風潮がありましたが、太陽光発電は逆に、逆ですよ。冬場は予想をはるかに超えた発電量を示しているという事例も沢山出てきています。そういうのを考えると積極的に今あるエネルギーを今電力がどんどん上がっていきます。あるいはガソリン価格も上がってきます。そんな中で美深町として独自のエネルギー政策を今回のこのゼロカーボンの取り組みについて進める中でしっかりとこれは取り組むべきだと考えるところですが、先程来、現在の状況をお話頂きました。今後の取り組みについてどう考えるのかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、色々おっしゃられました。そして1つのデータといいますか、1つのあれに基づいているのかなと思っておりますけれども、しかし行政だけが進めることには中々ならないわけだから、やっぱり地元の企業、さらにはそれ以上の北海道企業、さらには大企業といわれる部分が乗ってくる話でなければならないと思っております。うちのリードの仕方、それももちろんありますけれども、そういう機運が出てこない

と中々取り組んでいけない、こういうものではなかろうかなと思っております。そこでヨーロッパであるような2、3,000人の町だと、町でもそういうことがかなり進んでいくよと。進んでいるのはそれなりに条件があるのだろうと思っております。しかし、今のが町の状況等を見ると、中々そうはいかないのではないか。物事を何かやるには10年、20年とは言わないけれども、もっともっと長い時間がかかるのではないかと。そういう方向で議論するなら別ですけれどもね。とりあえずエネルギーを自活するという立場には中々難しいのではないのかなと思っている。ただ、それに向けて取り組んでいく。そして小規模だけれども、少し儉約していくと。努力していくということについては、努力していかないとならない。そして企業も住民もそれに沿って方向を一斉に進めてもらわなければならぬという立場にならうと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、町長の答弁の中で住民やあるいは民間の方々がどのような形で、それに対して協力的にサポートしてもらえるような体制をつくるかというのが、それがなかなか難しいという話だったと思いますが、まさにこれからつくる推進本部ですか。その中でしっかりとそれは協議をしていった中身として実際にこれをやるのだと宣言しないとそれは中々難しいで終わってしまうのですよね。町長は10年かかるか、20年かかるかと言われましたが。20年掛けてでも我が町のエネルギーの体制を変えていく。しっかりと自分たちがエネルギーをつくって、エネルギーを消費していく。そういう町にするのだという強い決意があれば、それは実現するのだと思います。その第一のアクションが大事なのだと思いますけれども、そういうアクションを起こす気にはなりませんか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 将来に設ける推進本部等々のご意見を賜りながら、そしてそれらの様子を見ながら慎重に対応していくかないとならないと思っているわけでございます。今、その10年かかるか、20年かかるか、30年かかるかわからないことをここでああする、こうするとまだ推進本部も立ち上げてないわけでありますからね。そういう中で色々な議論をしていかなければならないと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） いつも言っているのですが、町長は我が町のトップリーダーですね。トップリーダーは常に10年先、20年先のことを見据えながら今の課題について解決をしていくという、それが町長の在り方だと私は思っています。そういう立場にいる人であるならば、なおさらチョウザメの時に出されたアクションの出し方、同じように町のエネルギーの在り方についても出されたらいかがですかね。中々難しいからというのでは

なくて、こんな形の町にするのだと。したいのだと。それは国が進める2050年の国の姿、在り方について我が町はそれに則ってこういう町にするのだということのアクションをしっかりと打ち立てていく。そういう先頭に立つのが町長なのだと思います。だから先程、宣言の話もあったけど、そこにやっぱりしっかりと宣言をだすなり、町民がしっかりと後についてしてくれるようなそういうアクションを起こすのが町長の役割かなと私は思っていますが、改めてその辺のアクションの起こし方、そこを先程は答弁がなかったですから。改めてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） トップリーダーと言われるわけでありますけれども、その辺のうんちくの話は承りながら参考にしなければならないなと思っているわけであります。しかし、トップリーダーと言えども何でもかんでも、何でもかんでもという言い方になれば、また少し発言を気を付けなければならぬという感じはあるわけでありますけれども、先程言いましたように非常にエネルギー問題は難しいのだと。トップリーダーとしてもそう簡単に言い出せる話ではないと、こう思っておりますので、またそして10年や20年で方向が出る形ではないなと見ているわけであります。そんなことでトップリーダーの感覚といいますか、そういう部分について1つのご提言も頂きましたので、それは参考にしたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 先程、脱炭素社会に向けた行動を起こしていくということは、確認させていただきました。とりわけ国が示したロードマップの大きな部分は、やっぱりエネルギーなのですね。エネルギーをどうするかということですね。そこについて我が町、難しいというのは当然難しいでしょう。難しいのでしょうか、しかしこうしていきたいというそういう指針を示して、それに向かって進んでいくというのが、この宣言の大きな重要な意味があると思っていますが、どうなのでしょうね。そういう進め方というのを今後期待していいのかどうか非常に気になるところです。改めて、町長やっぱり宣言はすべきです。宣言はどんな形でも。まあ先程、他の市町村の例を出しましたが、下川辺りも当初のあれじゃなくて、他の機会に宣言を出しているはずです。きちんと宣言とした形で出すことで、じゃあそれに向かってどうやって進むかという、やはりそこに頭がいっていくのですね。そういう方向性をしっかりと町長として発言してほしいなと期待するところですが、これを最後の質問にします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まあ宣言の話は少しあいといて、あれなのですけども、先程、基

本になってくるのはエネルギーが基本になってくるよと、それもわからんわけではないのですけれどもね。先程のように太陽光にしても、各原子力にしても、水力にしても、非常にうちの場合は条件が整っていないなということを申し上げたつもりでおります。そういう根拠を持って、非常に難しいな。何十年もかかりますよと、そういうことを申し上げたつもりであって、トップリーダーの心構えなり、そこまで言われるとね。うーんと考えさせられる部分もないわけではないのですけれども、それは1つの形として、夢として、理想として、よろしいのではないのかな。質問は質問として受けますけれどもね。中々言るのは優しい、やるのは大変だと。こういうことでございます。

○5番（岩崎泰好君） 以上で終わります。

○議長（南 和博君） 以上で5番 岩崎君の質問を終わります。

---

◎日程第3 議案第2号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第9号）

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第2号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは令和3年度の一般会計補正予算の中から何点かお聞きしたいと思います。まずは、繰越明許費にありました、非課税世帯の特別給付金、この部分に関しては、今年の1月14日の臨時会で860世帯あまりを補正した部分ではなかろうかと思うのですが、およそ540世帯分くらいになろうかと思うのですけれども、今現在、どういう状況になっていて、今後の見通しはどうのように見ているのかということが1点。それとふるさと納税に関しては、補正予算の中で5事業に4,930万円が回されて積み立てられることになりますけれども、本年度今時点での寄附金総額がどのくらい。いくらになっているのかをちょっとお伺いしたいと思います。それともう1点ですね。情報セキュリティの強靱化委託事業であります。これに関しては、説明を受けましたので、補正の趣旨は理解をいたしたところなのですが、この間の説明をそうだなと私も思ったのですけれども、そうなると他の自治体も同じような考え方をもって進めるということになった場合は、あえて補正をして早く問題を課題に取り組むという優位性というものが大丈夫なのかなという、その辺の根拠といったらおかしいですね。補正を進めて成果が上がる見通しはどうなっているかという部分をお伺いしたいと思います。すみません。もう1点お願いします。Jクレジットの部分で、美深町の持っているJクレジットの保有と自治体の方の買いたいという部分が一致した部分で、今回売買が成約したことだと思うのですけれども、これは企業側から見た場合にJクレジット、そういったCO2の貸付といい

ますか、そういうものを毎年買い続けていくことになるのか、今回のスバルに関しては、これでしばらくないのか。ちょっとその辺に関してお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） まず1点目の住民税非課税世帯への臨時特別給付金の関係ですけれども、こちらの繰越明許費を算定する段階での時期的な問題あるのですが、2月18日に一度大きく支払いしている件数が320件ということで、この補正予算の議案に間に合わすための時期としては、この時期で整理をさせていただきました。そこでの支払額が320世帯ということで、残った5,420万円を繰越明許費とはしておりますけれども、それ以降3月末まで支払った部分については、実際には繰越にはならないということでご理解いただきたいと思います。また申請の時期につきましては、一般的な非課税世帯については、5月11日まで申請期限とさせていただいておりますし、家計急変世帯につきましては、9月末までということで国の制度になっておりますので、新年度に当然かかってくるということで、2月の中の時期での整理で、この繰越明許費を提案させていただいております。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 私の方からですね。ふるさと納税の現在の状況というご質問がありましたので、その辺ご答弁させていただきたいと思います。すみません。手元にですね、その資料持っていないものですから、正確な数字、端数まではちょっと今出ないのですけれども、今の現在で2月末ですね。現在で8,500万程度が寄附をいただいているという状況で、すみません。ちょっと細かい数字については後程お知らせしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 私からは、15ページの情報セキュリティ強靭化更新の関係でございますけれども、こちらについて現在、説明でもあったように28年に導入しましたセキュリティ対策のためのシステムとなっております。これがサーバーのOSが2023年で切れるということで、合わせて全てのシステムを更新するという業務なのですけれども、これは繰越でやることの優位性ということでのご質問かなと思いますけれども、現在このセキュリティの関係は全道の町村が同じように利用しております。その中で、今半導体が不足したりだとかそういった機器類が不足しているという情報もありますので、少しでも早く着手して品物を確保しながらセキュリティの強靭化を保っていきたいという考え方でのこのやり方ということになっておりますので、ご理解をいただきたいと

思います。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） Jクレについてお答えさせていただきたいと思います。Jクレジットにつきましては、計画書を提出しまして、現場の検査も終わりまして、吸收量を認定していただいております。年度ごとで違うのですけれども、約1,800トンほど吸收量としては美深町としては持っているということになっておりまして、今回のスバルさんに売買した関係につきましては、平成29年度に協定書を結んでおりまして、それに基づいて量が決まりましたので、今年から販売させていただいたということになっておりまして、さらにノルウェーのチューズ社という会社があるのですけれども、そこを通じましてJALの方にも販売することができましたので、今回の補正の分はその分となっております。スバルさんにつきましては、協定に基づきまして8年間ということになっておりますので、今後も続していくのかなと思います。申し訳ありません。3年度の吸收量、1,170トンとなっております。4年度以降は1,900トンなのですけれども、木を切ってしまいまた吸收量が変わりますので、木を切った後には現地調査等行って吸收量をまた確定するという形になっております。以上です。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 再度、もう1回聞く部分に関しては、セキュリティの関係だったのですけれども、その趣旨は理解しているのですけれども、見通しとしてはやはり有利に働くものであってほしいとは思うのですけれども、その辺に関しては何かこれからの対応次第でどうなるかということなのか、ある程度の見通しもった中での今回の補正だったのかという部分と、Jクレジットとの関係でいきますと、恐らくそういうものをを利用して森林整備であるとか、省エネそういった取り組みの中で要するに使用権のクレジットを持つ自治体とそういうものを購入したい生産活動によってCO<sub>2</sub>が発生するところの循環をつくるということの1つが目標にはなってくと思うのですけれども、美深町としては今は大きな財産の部分というのが美深町が所有している森林によるJクレジットの部分というのが非常に大きいと思うのですけれども、そういった中での循環をしていく上では今後もまた先程も岩崎議員の方からも省エネの事業がどうするかという話もあったのですけれども、そういう部分も恐らく進めていく循環に入っていくのではないかなと思うのですけれども、先程いってよくわからなかった部分は、スバルに関しては何年か8年間って言いましたっけ。8年間そういうものを生産活動でCO<sub>2</sub>が発生する逆の部分として何かクレジットで買っていかなければならぬという形が続くのかどうなのか。その辺がちょっとよくわからなかつたのですけれども、多分スバルと美深の関係でもってスバルが今回入ったと

思うのですけれども、そういう企業というのは、スバル以外にも色々そういう美深町産の持っている部分、売っていただけないかというようなことになっていくのかどうか。その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 藤原議員に申し上げますけれども、補正予算ですから今の質疑だと予算・決算の方に入って来るので。気をつけてください。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） セキュリティ強靭化の関係でありますけれども、これは先程申し上げた通り平成28年に導入して、ちょうど5年経過しているということで、全道一斉にその市町村が更新時期が迎えているということになります。当初計画でいきますと4年度の当初予算にこの経費を組んで発注していくということで、そうなれば4月の発注ということになります。ただ、1つにはそういった時期を早めたいということで3年度の予算を補正して繰り越すという手法をとると、もう1つは今年の交付税でデジタルの推進費というのが新たに地域デジタル社会推進費というものが交付税で設けられまして、それが6,800万円程交付になっておりまして、こういった財源を活用したいということも1つありますし、そういったことを総合的に判断して繰越明許費という形で出させてもらったということで、発注は当然3月中に行いますので、1月も早く、他の町と比べて1月も早くなるわけではありませんけれども、そういったことで早くに対策をしていきたいということでやり方となっております。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） ちょっとどのようにお答えしていいのか、あれなのですけれども、一般企業につきましては生産活動とかで二酸化炭素出る分をJクレを通じて他の町村等から吸収量を購入するという形になっております。スバルさんにつきましては、美深町にテストコースがあるという関係等から29年度に協定書を結びましたので、8年間購入する予定だという形になっているところです。

○議長（南 和博君） よろしいですか。他、ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、Jクレジットの関係で関連して質問したいのですが、説明の中では私の聞き違いかもしれません、1,723トンあるという中で、スバルで700とノルウェーチューズ社に5トンですか。の形で売り払い収入があったということで聞いておりますが、それで正しいのかどうか。そして残った部分については、いつまで。うちの場合は年度でやっていますけれども、その考え方は年度で3月末までで終わって、来年度は新しい吸収量の数になるのかということが2点目。トン辺りの単価についても教

えてください。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） Jクレジットの関係なのですけれども、この吸収量というのはその年に吸収量としてJクレジットの事務局から、国の環境省が大本なのですけれども、認められたトン数で販売できなかった部分というのは通常の貯金と一緒にJクレジット事務局の方に貯蓄されるような状況でございます。それと単価なのですけれども、これについては美深町と販売する側と買う方の協議に基づいてやっていますので、中々それについてはスバルさん、それとチューズ社、これ一般施政方針演説を見たら国内航空会社にプロバイダーとしてチューズ社が入りまして販売してライトオフセット制度として運用されているのですけれども、それについては単価は違いますので、それは美深町との繋がりだとか色々な部分がありますので、その辺についてはご答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 今は令和2年度と3年度分が貯金として一定程度ある、それが1,172トン、先1,170トンと約で言ったのですけれども、そして令和4年度以降の見込みとしては年1,900トンになるのではないかというところでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 歳出の方の15ページになります。障がい者福祉の扶助費なのですけれども、今回使用者が減ったのか、使用の回数が減ってお金を戻すのかというのをちょっとお伺いしたいです。ただ単に対象者が減ったのかということも含めてお願ひします。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 15ページの扶助費と聞いたと思うのですけれども、児童手当の関連かということによろしいでしょうか。

○2番（田中真奈美君） 障がい者自立支援の。身体障がい者。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 失礼しました。障がい者の分の扶助費ですね。申し訳ありません。こちらですね。それぞれ増減が細かい部分であるのですけれども、総体的に利用者の減少ということが要因となっております。利用者だけではなく、利用者が一度に使う回数ですか、そういう部分の減少傾向があったということで減額の補正とさせていただいております。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○ 2番（田中真奈美君） そのところについてなのですけれども、対象者が減ったわけではないということですね。ただ単に上限があってということで間違いないですか。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 対象者も利用者という形で減少しておりますので、対象自体も減っている方はいらっしゃいます。

○ 2番（田中真奈美君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、在りませんか。

1番 名取君。

○ 1番（名取明美君） 15ページ。区分でいいますと24番 積立金です。ここで公共施設整備基金積立金1億5,000万円。昨年は、1億5,000万円は計上されていましたが、今年は1億5,000万円の計上がされています。この1億5,000万円の内訳ですか。ちょっと教えてください。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 15ページの積立金の内訳ということでありますけれども、予算の説明の時にも申し上げたかと思うのです。今年度交付税が当初予定していたよりも多く入ってきたという状況があります。そのような中で、各種財源を整理したり、事業整理していく中で、交付税が若干余裕が一般財源的に余裕があるということで、これを基金に1億5,000万円今回積み立てるということで、通常あまりこういうことはないのですけれども、今年度に関しては、そういった財源的な事情があるということで積み立てるということで、内訳、何の事業に積み立てるとか、何の工事の分とかそういうのではなくて、この基金に1億5,000万円を積むということですので、特に内訳があるというわけではありません。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○ 1番（名取明美君） これはあれですね。独身寮ではない。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 違います。

○ 1番（名取明美君） 違いますね。はい、わかりました。以上です。

○議長（南 和博君） 他、在りませんか。

7番 小口君。

○ 7番（小口英治君） 11ページの歳入の方ですけれども、道補助金の目の4農林産業費道補助金が、これ大変有難いことに増額になっているわけですけれども、これの増額補助金、大変有難い、本当に有難い話ですけれども、この内容といいますか、どういうことで増額していただいたのかちょっと教えてください。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問頂きました農業委員会活動促進事業の歳入の部分でございますけれども、今回の補正につきましては、補助金の追加割り当て内示というのがありまして、それによって今回追加という補正になっております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ちょっと意味がよくわからないのだけれども、追加というのは当初の予算がまだ見ていないから補正の金額で追加で当初の予算になったということでいいですか。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） 今おっしゃられた通り、当初の予算の時には人件費をベースに組んでいるのですね。それに加えまして今回活動の実績、それに伴って追加で交付をされたということで追加になっております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第2号について採決します。議案第2号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第9号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第2号は可決されました。

---

◎日程第4 議案第3号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第3号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第3号について採決します。議案第3号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第3号は可決されました。

---

◎日程第5 議案第4号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第4号 令和3年度美深町介護保険特別会計  
補正予算（第4号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 8ページの居宅サービス給付費、目ですね。その負担金補助及び交付金のところ、居宅サービス給付費負担金が1,120万の減額となっています。さらに同じページの6目、地域密着型介護サービス給付費、この18節、負担金補助及び交付金についても地域密着型介護サービス給付費負担金が700万減額となっています。あと12ページの最後にあります介護予防生活支援事業費、1目のその中の18節負担金補助及び交付金、介護予防生活支援サービス事業負担金が145万円の減額という形になってしまいますが、説明ではそれぞれ利用者の減がこの数字になったということです。説明の中では、コロナ禍における利用者の減もあるのだというような形でございました。しかし、サービス事業の中ではコロナ禍で出来なかったことが影響等ないのかどうか、その1点だけ。例年、やっぱり最後の補正の中では、減額補正というのは出てくるのですが、それ例年と違って特にコロナ禍によって本来は給付を受けるサービスを受けなきゃいけない人たちが受けられない状態がないのかどうかちょっと心配するところです。その辺のところだけどうなっているのかお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） それぞれ大きな減額補正があった部分の、それとコロナの影響でということのご質問だと思いますけれども、実際コロナの影響がなかったかという部分でいくと、多少コロナが拡大している時期に事業所としても感染防止対策として利用の制限、例えばショートステイを一時休止したり、デイサービスの部分を休止したりということがございましたので、そういった部分の影響はあったかと認識しております。ただそれが大きな額になったかというと、それほど大きな額には繋がらなかったというのもありますし、利用者さんの体調なり健康面での影響という部分には大きな影響は及ぼさなかったかなと考えております。

○議長（南 和博君） よろしいですか。他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第4号について採決します。議案第4号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）について賛成

の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第4号は可決されました。

---

◎日程第6 議案第5号 令和3年度美深町中央簡易水道事業補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第5号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第5号について採決します。議案第5号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第5号は可決されました。

---

◎日程第7 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第7 休会日の決定を議題とします。15日から17日までの3日間を新年度予算案の審議並びに議案調査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って15日から17日までの3日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

散会 午前11時39分



令和4年第1回定例会  
美深町議会会議録  
第3号（令和4年3月18日）

---

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告  
第 2 議案第12号 委員会報告 令和4年度美深町一般会計予算  
第 3 議案第13号 委員会報告 令和4年度美深町国民健康保険特別会計予算  
第 4 議案第14号 委員会報告 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算  
第 5 議案第15号 委員会報告 令和4年度美深町介護保険特別会計予算  
第 6 議案第16号 委員会報告 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算  
第 7 議案第17号 委員会報告 令和4年度美深町下水道事業特別会計予算  
第 8 議案第18号 委員会報告 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計予算  
第 9 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
第10 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について  
第11 議案第9号 美深町給水施設設置条例の一部改正について  
第12 議案第19号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第10号）  
第13 発議第1号 特別委員会の設置について  
第14 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難し、即時撤退を求める  
決議（案）  
第15 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（10名）

1番 名取明美君	2番 田中真奈美君
3番 和田健君	4番 欠員
5番 岩崎泰好君	6番 藤原芳幸君
7番 小口英治君	8番 中野勇治君
9番 荒川賢一君	10番 齊藤和信君
11番 南和博君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	和田政則君	教育グループ主幹	元岡友之君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。予算特別委員会が3月16日と17日に開かれ付託事件の審査を終了し、議長あてに齊藤委員長から委員会報告が提出されおり、本日の会議に付議しております。次に、追加議案について申し上げます。長側から補正予算1件、議会側から発議1件、決議案1件、承認1件の3件です。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 議案第12号 委員会報告 令和4年度美深町一般会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第12号 令和4年度美深町一般会計予算乃至日程第8 議案第18号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計予算を議題とします。令和4年度の各会計予算7件は、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託していましたが、審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について委員会審査の結果を委員長から一括してご報告いただきます。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） それでは令和4年度の予算案にかかる審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。本特別委員会は3月2日に付託されました議案第12号乃至議案第18号 令和4度美深町一般会計予算ほか5特別会計予算並びに美深町中央簡易水道事業会計予算について16日及び17日の2日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては、議長を除く全議員で構成される委員会ですので省略いたします。審査の結果についてご報告申し上げます。議案第12号 令和4年度美深町一般会計予算につきましては、全員賛成により原案可決するものと決しました。次、議案第13号 令和4年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決しました。次に、議案第14号 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次に、議案第15号

令和4年度美深町介護保険特別会計予算につきましても、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次に、議案第16号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次に、議案第17号 令和4年度美深町下水道事業特別会計予算につきましても、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次に、議案第18号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。令和4年度の各会計予算審査にあたり、各委員から指摘のあった事項につきましては、改善や検討に努められ、今後の予算執行にあたり十分ご留意いただくことを理事者側に申し上げ、予算特別委員会の審査報告といたします。以上でございます。

○議長（南 和博君） 予算特別委員会の報告は、議案第12号 令和4年度美深町一般会計予算乃至議案第18号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計予算は原案可決すべきものという報告です。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。したがって、質疑・討論を省略し採決を行います。この採決は起立をもって行います。議案第12号 令和4年度美深町一般会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第12号は原案の通り可決されました。

---

◎日程第3 議案第13号 委員会報告 令和4年度美深町国民健康保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 議案第13号 令和4年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第13号は原案の通り可決されました。

---

◎日程第4号 議案第14号 委員会報告 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第14号 令和4年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第14号は原案の通り可決されました。

---

◎日程第5 議案第15号 委員会報告 令和4年度美深町介護保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第15号 令和4年度美深町介護保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第15号は原案の通り可決されました。

---

◎日程第6 議案第16号 委員会報告 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第16号 令和4年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第16号は原案の通り可決されました。

---

◎日程第7 議案第17号 委員会報告 令和4年度美深町下水道事業特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第17号 令和4年度美深町下水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第17号は原案の通り可決されました。

---

◎日程第8 議案第18号 委員会報告 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計予算

○議長（南 和博君） 次、議案第18号 令和4年度美深町中央簡易水道事業会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、議案第18号は原案の通り可決されました。

---

◎日程第9 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了いたします。これから議案第6号について採決します。議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第6号は可決されました。

---

◎日程第10 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了いたします。これから議案第7号について採決します。議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第7号は可決されました。

---

◎日程第11 議案第9号 美深町給水施設設置条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第9号 美深町給水施設設置条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なければ討論を終了いたします。これから議案第9号について採決します。議案第9号 美深町給水施設設置条例の一部改正について賛成の方は挙手

願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第9号は可決されました。

---

◎日程第12 議案第19号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第10号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第19号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 令和3年度の美深町一般会計補正予算（第10号）について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては、国が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく保育士・幼稚園教諭等の処遇改善のための経費のほか、文化会館COM100事務室の空調設備監視システム故障に伴う、その更新工事実施のための設計費を追加するものであります。歳入では、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善に国庫補助金を充てるよう整理し、残りは一般財源で措置するものであります。なお、先程説明した文化会館COM100設備監視システム更新事業のほか、1事業については第2表の通り繰越明許費として定めるものでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。これによりまして一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ311万円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ56億8,245万2千円となるものでございます。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは議案第19号の説明をいたします。議案第19号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第10号）。令和3年度美深町一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 設備監視システム更新工事の実施設計業務委託料についてお聞きしたいと思いますが、まず1点目、今の説明の中では、冷暖房のコントロールをするそのシステムに故障を生じたということなのですが、1つ目は故障の日にちはいつ頃の故障だったのかということ、そしてそれ以後、説明の中では何か代用をするものでやっているということなのですが、それはどのようなものなのかということをお聞きしたいのと、それから更にはこの設計業務ですから、その後、具体的な工事が始まりますが工事費はどの程

度のものがかかるものなのか、その3点まずはお聞きします。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 今のご質問の関係なのですけれども、まずは故障を確認した日なのですけれども、2月15日の早朝になります。出勤した者が液晶パネルのモニターが普通になっている、見えない状態になっている、消えている状態を発見しまして、その後すぐにメーカーの方に補修の電話をして対応していたところでございます。それ以後、その補修期間中なのですけれども、自動で制御できない冷暖房のタイマーとかが制御できない状況ですが、手動では制御できましたので、貸館業務では手動で暖房を入れる。終わりましたら暖房を切る。そしてまた次の日貸館があれば、その前に寒くならないように暖房を入れる等の作業を行ってまいりました。現在につきましては、先程説明ありましたメーカーの方から非常時の監視装置、同じタイプのものなのですけれども、それを借り受けまして、今は3月10日ですね。それを入れまして、例えばコロナの今、集団接種を行っていると思うのですけれども、そこに支障がないように対応しているところでございます。今後、工事費の話だったのですけれども、これから実施設計をかけますので詳細な金額はこれからなのですけれども、現在そのモニターとかのタイプを更新する形があるので、それだけでも約4,000万近くかかるのではないかと言われております。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） すでに25年経っているということの説明もありました。しかし、その現在は非常時のもので対応している、あるいは手動での動作もOKであるというようなことを聞きますと、また工事費等を聞くとこれどうなのでしょうね。今後手間暇かかるかもしれないけれども、現在のものがまだ完全に使えないという状況ではないのであれば、そこは上手に使っていくという手法に代えて、その間、今、ゼロカーボンの視点からも今、色々な公共施設のエネルギーの使い方のことについてもこれから議論していく中身だと思いますから、その中で解決していくような方法を見出していくというような方向性はとれないものなのでしょうね。どんなもんでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 今のご質問なのですが、ちょっと技術的なところにどうしても入ってこなければならないものですから、この間、教育委員会とずっと打ち合わせしながら、この予算の計上もこちらの方で積算してやっていったものですからお答えしたいと思います。まずはこの自動制御装置なのですけれども、これに接続しているのは、ちょっとこちらの技術から事業側からの説明も悪かったのですけれども、冷暖房設備、それと空

調でございます。それについては、実は冷暖房の自動制御装置 1 つと、これ電気のいわゆる盤でございます。それと空調の自動制御装置、これが 3 基くっついております。だから自動制御の本体と、それとその盤の 4 つ、この更新でございまして、盤というのはやっぱり一部を変えて更新していくというものでは、やっぱりどこか不具合がありますので、中々そこはなりません。機械ではありませんので。今やっているのは。制御盤ですから。それと先程いったゼロカーボンの話でいきますと、実はこの盤についてのゼロカーボンの部分というのは何ぼかないんで実際。盤に接続する例えば冷暖房でいくとボイラーだとそういうのはありますけれども、事業課の方では当然それを意識してゼブエネルギーというのをゼブ化というのをやってますので、それらを見極めて色々なものが今後更新していったり何かしてやっていかないとならないなということでは考えております。

○議長（南 和博君） よろしいですか。

7 番 小口君。

○7 番（小口英治君） 私も同じところを今聞こうかなと思ったのですが、委託先なのですが、これは美深もあるのかないのか、ちょっと厳しいのかなと思うのですが委託先が何社で、これから委託で先程の本体の 4,000 万くらい掛かるというようなことで何社ぐらいの見積もりといいますか、そのような指名にする考え方ちょっとお聞かせください。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 実は当然ここ全ての設備を熟知しているものがやらないとこの 6 月、緊急を要しますから 6 月までの工事費積算というのはできません。これから現地を確認して、旧設備を確認してやっていくということは、相当なそこでいわゆる踏査というのですけれども、その調査に時間を要していたのでは全然間に合いません。そしてこのリース品というのは車のリビルト品と違いますと、ちょっとずつ直しながら旧式の同じタイプのやつをやっているのを今、代替の仮設でやっていますので、6 カ月しか使用できないというようなメーカーは保証できないと。そして他から外したまたやつを若干点検して、また 6 カ月間という代用しながらやっていかないと保証できないと聞いておりますので、いずれにしても工事委託期間というのは相当短縮していかなければならぬという中では、やっぱり一番経費的にも熟知したところが、それらをいくと交通費から旅費から経費からかかりませんので、やはりこれは元々の設計者がやるのが一番、地方自治法施行令の 167 条の 2 項においても該当しますので、そのような状況でいくしか、私の方技術の方では工期は短縮できないですよという話はしております。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 本体工事その他で発注するとなれば、総務課で発注

業務対応いたしますけれども、それはあくまでも設計が出てきて、それによりましてその設計内容で発注先、指名委員会にかけてということになりますので、具体的に今、何社という選定の状況にはないということです。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） そしたら今、委託先の話は中々従来通りの業者になるようなお話をあったのですが、そのようになるのでしょうか。その確認と、その後で、その本体の購入にかかるわけですけれども、購入にかかる扱いが出来る業者はどれぐらい、何社ぐらいいるかは押さえていますか。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 具体的に指名に当たっては工事の内容に基づいて、指名願いの出ている中から選定していきますので、今、3社いるとか10社いるとかというその明言できるような状況ではないですけれども。

○7番（小口英治君） 数ではなくて、数社そういうような技術を持っているところがあるのですねということの確認です。

○総務グループ主幹（小林一仙君） そういう中から選定して指名するということになります。特殊な技術であれば、やっぱり業者も限られてくるのかもしれません。一般的には指名願いの出ているところの中から選定するという形になります。

○7番（小口英治君） 複数社あるということですね。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 今、それが数社あるかないかは、ちょっと私も設計の中身がわかりませんし、業務の中身もわかりませんので、そこはちょっとお答えできません。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論終了します。これから議案第19号について採決します。議案第19号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第10号）について賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って、議案第19号は可決されました。

---

◎日程第13 発議第1号 特別委員会の設置について

○議長（南 和博君） 次、日程第13 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題

とします。本件の提出者は藤原議員。賛成者は小口、名取、岩崎、和田、田中の各議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の提案説明をいただきます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 特別委員会の設置について。会議規則第14条の規定により提出をするものであります。提出者は私、藤原。賛成者は小口、名取、岩崎、和田、田中の各議員となります。特別委員会の名称でありますが、令和4年度議会広報特別委員会であります。設置の目的は、地方自治法第115条第1項、議事の公開の原則により美深町議会広報の編集・発行及び広報誌の果たす役割等調査並びに町民との懇談会による広聴活動を行うことを目的としております。委員は先程の6名であります。調査の期間は調査終了までとなっており閉会中も継続して審査できるものとなるものであります。よろしくどうぞお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 只今、提出者の藤原議員から説明をいただきました。令和4年度議会広報特別委員会は6人の委員構成で調査期間は調査終了までとし、議会の閉会中も活動することができる特別委員会の設置をしようとするものであります。本件についてこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑がなければ討論を省略し、お諮りします。本議会に提出者の説明の通り特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って発議第1号 特別委員会の設置については原案の通り可決されました。本特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長から指名します。藤原議員、小口議員、名取議員、岩崎議員、和田議員、田中議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、本特別委員会の委員は只今申しました6人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により議会広報特別委員会を招集します。正副委員長の互選をお願いいたします。只今から暫時休憩します。再開は概ね11時と致します。

---

休憩 午前10時41分

再開 午前10時57分

---

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。議長から諸般の報告を申し上げま

す。休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行っております。議会広報特別委員会の委員長に藤原議員、副委員長に和田議員が就任しておりますのでご報告いたします。

---

◎日程第14 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難し、即時撤退を求める決議（案）

○議長（南 和博君） 次、日程第14 決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難し、即時撤退を求める決議案を議題とします。提出者を代表して藤原議員からご説明をいただきます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 決議案第1号について申し上げます。現在、ウクライナで大変な戦闘行為が行われておりますし、被害にあわれた多くの方々に哀悼の意を申し上げるとともに、一刻も早く元の暮らしに戻れるようになり、平和が訪れることを心より願うものであります。この戦闘は、遠方のことではありますけれども、決して対岸のできごとではございません。私たちは、これまで平和を求めて構築してきた国際秩序の中で生きているものであります。今、これが崩れる危機に直面しており、もしそのようなことが起これば取り返しのつかない事態となり、日本、そして我が町の町民にも影響が生じることは必至であります。何としても平和的な事態の解決を願い決議するものとなります。この決議案は議会規則第14条の規定により決議するものであります。提出者は私を含め全議員となっております。それでは決議文を読み上げます。ロシアによるウクライナへの侵略を非難し、即時撤退を求める決議（案）。本年2月24日、ロシアはウクライナに軍事侵攻を開始いたしました。他国の主権を侵害してはならないとする国際法に違反するものであり、「すべての加盟国はその国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならぬ」とする国連憲章から大きく逸脱した行為であります。こうした力による一方的な現状変更は、欧州にとどまらず、国際秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であります。またロシアが最強の核保有国の1つであることを改めて強調し、核抑止力部隊の警戒態勢を引き上げるなど、世界を威嚇し、人類の生存権さえ脅かしている状態であります。本町は人類の共通の願いである世界の恒久平和を念願し、再び悲惨な過ちを繰り返すことがないよう平和の町を宣言しております。今回の事態はその願いと努力をも無にするものであり、到底容認できるものではなく、これまで積み上げてきた北海道と隣国であるロシアの関係にも大きな禍根を残す結果になりかねません。よって美深町議会はロシアによるウクライナへの侵略を厳しく非難するとともにロシアが国際法を遵守し、ロシア軍の即時の攻

撃停止と撤退を行うよう強く求めるものであります。以上、決議をいたします。令和4年3月18日 美深町議会。提出先は駐日ロシア連邦大使館。在札幌ロシア連邦総領事館となっております。改めまして議員の皆様の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりました。本件は質疑討論を省略し、採決を行います。この採決は起立をもって行います。決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難し、即時撤退を求める決議案について原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、決議案第1号は原案の通り可決し、決議文を提出することに決定しました。

---

◎日程第15 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。以上で、本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。

これで令和4年第1回美深町議会定例会を閉会いたします。大変、お疲れ様でした。

閉会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 南和博

署名議員 田中真奈美

署名議員 和田健